

平成 2 5 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成25年 9 月18日
- ・ 開 会 平成25年 9 月18日
- ・ 閉 会 平成25年 9 月19日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成25年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、11番、田中勝吉議員及び1番、品田好博議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る9月12日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が1人、町長から提出されております案件が15件で、その内訳は一般議案7件、決算認定8件です。このほか、議会提出議案も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は本日9月18日に開会して、9月19日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月19日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月19日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたします。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりでありま
す。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付していると
おりであります。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

近年は、大変偏った天候が多くなっております。ことしを振り返ってみまし
ても、春先は遅くまで低温、雪ということで春耕期に大分悩まされました。また、
7月は少雨ということで干ばつ傾向が続いたところであります。8月に入りまし
てからは、何回となく豪雨がありまして、19日、20日、25日、これらの雨
などによりまして被害を受けた箇所なども出てまいりました。今回の補正予算に
復旧費の提案をさせていただいているところでございます。また、9月の16
日、一昨日でありますけれども、台風18号が北海道近郊に押し寄せたというこ
ともありまして、さらに被害が発生した状況にもなっております。今、私ども
の町では収穫時期を迎えておりますので、穏やかな気候になってくれることを願
っているところでございます。

それでは、平成25年第3回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を申
上げたいと思います。

6月22日、オホーツク水防演習が美幌町で行われました。この水防演習につ
きましては、全道各地で開催をされておりますが、本年度はオホーツク管内網走
川の河川敷において行われました。北海道開発局、北海道、自衛隊、市町村、消
防署、消防団などが参加をして実施をされたところでございます。

6月23日、オホーツク圏活性化期成会といたしまして、自民党議員への要望活動を行っております。これは、塩崎政調会長代理が来管した際に地域医療の問題、またT P P、農業農村整備事業の予算、高規格道路の整備、そして地方空港路線の維持などについて要望を申し上げたわけでございます。

同日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会といたしましても、同じく塩崎政調会長代理に高規格道路の整備について要請活動を行ったところでございます。

6月25日から26日にかけて札幌市に出向きました。J R北海道に対するS L運行継続要請ということでございます。本年度3回目となりましたオホーツク号、S Lでございますが、これの来年度の運行をJ R北海道へ要請したところでございます。

あわせて、同日東京都まで足を伸ばしまして、農林水産省とのオホーツク地域化製場に係る協議に出席をいたしました。湧別町にあります化製場の機能拡充について、オホーツク管内J A連とともに農林水産省幹部と補助事業などの活用について協議を行ったところでございます。

6月27日、道東ドクターヘリ運航調整委員会が釧路市で開催をされ、出席をいたしました。平成24年度、大空町において1件の出動実績がございましたが、平成24年度の実績などについて全体的な報告がなされたところでございます。

6月28日は、東藻琴地域審議会を開催いたしました。東藻琴小学校の校舎の整備、ふきおろしマラソン大会の充実、総合型スポーツクラブ、企業誘致、空き家登録などについて質問や御意見をいただいたところでございます。

7月1日から2日にかけて、北海道土地改良事業団体連合会農業農村整備推進委員会に出席をいたしました。平成25年度の要請活動の内容などについて審査をし、決定をしたところでございます。

また、戻りまして2日の日、7月2日は女満別地域審議会を開催いたしました。自治会交付金の関係、合宿誘致、ポイントカードの利用、乳幼児医療、豊住小学校の跡地利用、議会中継、福祉バス、パークゴルフ場など多岐にわたって御質問や御意見をいただいたところでございます。

7月3日は、オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会が北見市で開催をされました。夏季要望の取りまとめを行ったところでございます。農林水産専門委員会としては、13項目を審議し、決定をいたしました。

7月4日は、大空町交通安全・社会を明るくする運動大会を開催いたしました。初めて東藻琴地区での開催ということになりました。562名の参加をいただいたところでございます。

7月5日は、北網地区市町長会議が津別町で行われました。この北網地域の首長が集まって地域課題について意見交換をすると同時に、この日は丸玉産業株式会社を視察させていただいたところでございます。

7月6日、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭、68名の出席をいただいて開催をいたしました。慰霊祭の持ち方などについて町として持っている課題などについて

て出席者の皆さんにお話を申し上げたところでございます。

7月9日、北網地域医療再生事業運営委員会が北見市で開催をされました。北海道立北見病院の北見赤十字病院隣接地への移転新築が説明されたところでございます。

7月11日、オホーツク地域づくり連携会議が網走市で開催をされました。災害時における関係機関の情報伝達のあり方、またサイクリングを活用した観光振興などについて、私から発言を申し上げたところでございます。

同日、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会が小清水町で開催をされました。平成24年度の決算と今後の管理のあり方、また小水力発電の可能性などについて協議をいたしました。

7月18日、北海道市町村長交流セミナーが札幌市で開催をされ、参加をいたしました。テレビでもおなじみの寺島実郎氏の講演を聞いたところでございます。日本の成長には、北海道の成長が不可欠である。その中においては、ロシアとの関係がポイントであるというような旨の話でございました。

同日、あわせて北海道町村立高等学校自治体連絡協議会、札幌市であわせて開催をされ、出席をいたしました。町村立高校の整備において、交付金制度の創設、また交付税への項目設置、さらに特色ある教育への特別交付税措置、過疎債の活用など要請項目を絞り込んで、今後関係機関に要請していくことといたしました。

7月19日は、北海道消防操法訓練大会が江別市で開催をされました。全道12消防団が集い、小型ポンプ操法に臨みました。出場いたしました女満別消防団が見事初優勝を果たしたところでございます。

裏面でございます。7月22日、オホーツク圏活性化期成会T P Pオホーツク総決起集会が北見市で開催をされました。オホーツク管内諸団体が構成する実行委員会が主催をしたところでありますが、私はオホーツク圏活性化期成会の一員として参加をし、地域、暮らし、命を守るということを訴えたところでございます。

あわせて、同日北見市におきましてオホーツク地域化製場に係る協議を行ってございます。さきの農林水産省幹部との意見交換の後、北海道を交えてその後の対応協議をしたところでございます。

7月27日には、小清水北陽工場オープン感謝の集い、小清水町で開催をされ、出席をいたしました。小清水町に進出をいたしました株式会社山口油屋福太郎商店の北海道での創業に当たり、関係者の方々と交流を深めたところでございます。

7月29日から31日にかけては、諸用務で札幌市、東京都へ出向いておりました。1つは、オホーツク圏活性化期成会としての札幌での、また東京での要望活動でございます。北海道庁のほか、国会議員の方々、また各省庁に要請活動を行いました。私は、農林水産班ということで農林水産省を担当し、関係要望を行ったところでございます。

あわせて、北海道土地改良事業団体連合会オホーツク支部の中央要望活動も行

ってまいりました。オホーツク管内の土地改良事業予算の確保について、農林水産省、また国会議員の皆さんに要請を行ったところでございます。

8月15日は、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈年祭を執行いたしました。117名の出席をいただきました。東藻琴地区と同じように、式典の持ち方について町として考えている課題などについて、出席の皆さんにお話を申し上げたところでございます。

8月20日、大空町給排水事業経営審議会を開催いたしました。下水道長寿命化計画に係る答申をいただくと同時に、新たに消費税賦課の関係、また今後の上水道における料金改定のあり方などについて諮問をさせていただいたところでございます。

8月22日から23日にかけては、札幌市に出向いております。北海道土地改良事業団体連合会臨時総会に出席のためでございます。北海道大賞の表彰の後、平成24年度の事業報告、決算の承認、また農業農村整備事業の推進とTPPに関する決議を採択し、閉会いたしました。

8月28日から30日にかけては、全国提言・実践首長会、東京都で開催をされた研修会に参加をいたしました。危機管理のあり方、広域行政の今後の課題、住民二重登録制度について、また公共施設の長寿命化などについて意見交換をし、研修を深めたところでございます。

9月1日は、大空町防災訓練を実施いたしました。岩手県陸前高田市米崎小学校仮設住宅自治会の佐藤自治会長をお招きし、講話をいただくと同時に、炊き出し訓練などを実施したところでございます。約260名の出席をいただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

通告により一般質問を許します。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 おはようございます。1日目の定例会で1名の一般質問ということで、大変緊張をしております。ぜひかみ合う議論をしていきたいなと思っております。

通告に従い、質問をさせていただきます。

豊住小学校跡地利用に対しての行政スタンスについてお伺いをいたします。平成26年4月に豊住小学校が女満別小学校と統合することとなりまして、その跡地、施設利用について、町民の意見を集約すべく庁舎内検討プロジェクトチームが結成され、鋭意あらゆる角度から検討を重ねてまいったと認識いたしております。大変重い課題に取り組まれたチームの職員には、御苦労があったと推察する

ところであります。その結果は、パブリックコメント募集にもありますように、第1優先順位に幼稚園として、第2に宿泊研修施設として集約されたわけであり、去る9月5日の合同常任委員会の中において、その後関係父兄や地元住民との説明を行った結果も報告されたわけであり、私の分析では、積極的な賛成より、むしろ懸念を示す意見が多いなという感想を持ちました。どこにその原因があるのか。質問項目を読み取る中で、若いご父兄の子供を思う気持ち、幼稚園のあるべき姿を考え、一生懸命質問なさっていると感じ取ることができました。そこで、まず町長と教育長にお伺いをするのでありますが、この一連のチームの作業が一段落ついた今、この説明会、またパブリックコメントの意見をいただいて、どのように考えておられるかお聞きしたいのであります。

2番目に移ります。両地区ふるさと会と町のかかわりについてであります。合併後も引き続き両地区のふるさと会が催されておりますが、私自身東京都在住でありました折にもその存在を知らなかったわけであり、何をされているのか一向にわからないでございました。過日、札幌研修を兼ねて札幌駅で大空町のPR活動しようということになりました。昨年度、議会報告会の中で大空町の認知度、地名度が低いという御意見をいただきました。合併後7年を経て、なかなか新しい町の名前が認知されないことへの一つのデモンストレーションの意味もあったわけであり、特産品の配布、アンケート依頼をし、終了したわけであり、アンケート集計の結果は予想どおりでありました。そのとき、札幌ふるさと会が頭に浮かんだわけであり、そこで、ふるさとサポーターでありますふるさと会の現況と町のかかわりについてお伺いしたいのであります。ふるさと会に求められるものは何なのか、ふるさと会に求めるものは何なのでしょう、町長のお考えをお聞かせください。また、将来いつまでも東藻琴会、女満別会ということでどうなのか。東京都、札幌市、旭川市とそれぞれ毎年1回開催をされているとお聞きしておりますが、大空町ふるさと会として御活躍していただくことはできないのでしょうか。あわせて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点の質問をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。

豊住小学校の統合後の利活用を検討するために役場内部にプロジェクトチームを立ち上げました。そして、町民の皆さんから、またプロジェクトの内部からいろいろな御提案をいただいたところ、30件の提案をいただいたところでございます。その中で、幼児教育の場としての活用という提案が14件と最も多くございました。そのため、第1優先を幼稚園、そして第2優先といたしまして宿泊研修施設、この2つに絞り込みまして、法的な課題や配置が可能であるかどうか、改修などの概算経費はどの程度になるのか、業者に委託もしながら検討を行った

ところでございます。両案とも、ともに利用することについては可能である。その中から、幼稚園につきましては保護者の方々にもしっかりと説明していかなければならないというようなことから、現在の幼稚園児の保護者の皆様、そしてこれからの幼稚園児の保護者となられる予定の皆様、さらに豊里、住吉地域の皆様などを対象に説明会や現地での説明会なども開催をさせていただきました。あわせて、要綱に基づきまして1カ月間パブリックコメントを実施いたしまして、情報の提供と意見などを伺ったところでございます。この関係につきましては、今までも町の広報紙、また公共施設の情報掲示板などを活用いたしまして、募集でありますとか、その結果、方向性などについて3回ほどPRをさせていただいております。また、平成24年度のふれあいトークの中の一つの項目といたしまして、募集した中での意見の結果、また今後のスケジュールなどについて説明をさせていただきました。議会の常任委員会へも平成24年度中4回、また25年度に入ってから3回御説明をさせていただいてきております。しかし、今回の行いました保護者、地域などの説明会を見てみますと、保護者説明会には34名の出席、地域説明会では18名、また豊住校現地での説明会に3名ということであります。行いましたパブリックコメントについては、2件の御意見を寄せられた。私どもとしては、大変少ないというふうに受けとめております。豊住校の跡地利用については、幼稚園機能の集約ということをも町の素案原案としたいというふうに考えておりますが、関係する皆様方に十分な説明が行き届いているということにはならないというふうに思っております。参加をいただけなかった方はもちろんであります。全員の関係する保護者、幼稚園としての保護者、また今後保護者になるであろう皆様方に今回のプランの要旨でありますとか、今回出ました質問事項とその回答、またパブリックコメントなどの回答も含めて情報提供をさせていただきたいと、まずは思っております。今週中にそれらの資料の発送ができればと思っております。今後につきましては、プロジェクトチームを1つ卒業いたしまして、教育委員会が中心となって、先ほど言いました保護者の皆様方との意見交換会というものを行いながら、しっかりと内容について説明をさせていただく、そういう中で御理解を深めてまいりたい、そのように考えているところでございます。初回については、先ほど言った資料を送らせていただいた後、10月の初旬を予定しているというようなことで考えているところでございます。

次に、ふるさと会の関係でありますが、ふるさと会は女満別会が東京都、札幌市、旭川市にございます。東藻琴会は東京都、札幌市、旭川市、網走市にございます。そして、大空会というものができておりますが、これは北見市と、さらには北海道庁の職員などで作るものというのがありまして、これらが大空会という名称を使っております。全部でふるさと会と呼ばれるものが9組織設立されており、最も古い組織化は昭和45年の旭川東藻琴会ということでございます。最も新しいのが本年の2月、北見市に設立されました北見大空会ということになってございます。この9組織全員の会員数を足してみますと、総数で843人になります。毎年度総会を開催しております。昨年度の実績を見てみますと、全て

のふるさと会での総会への出席者は約4割程度ということになってございます。町からは、私のほか副町長、また議長や副議長、担当の職員などが参加をさせていただき、出席者の皆さんと情報交換や懇談などをさせていただいております。どの会におきましても、北海道庁の大空会は別といたしまして、職歴がさまざまございまして、仕事を勇退された方の割合が高い状況にございます。会員数におきましても減少している状況にあらうかと、そのように聞いてございます。加入の手続などは、主に身内の方、また知人、友人の御紹介、また町といたしましても町の広報などで募集をさせていただいたり、ホームページによる募集も随時行っているところでございます。出身者の方はもちろんであります、ゆかりのある方であればどなたでもこの会に参加できるというのがこのふるさと会の特徴でもございます。ふるさと会から私どもに求められているのは、大空町の新しい新鮮な情報というものではないかと、そのように考えております。また、私どもがふるさと会の皆さんなどに期待するものとしたしましては、1つにはまちづくりに対する御意見や御提言をいただける、そんな機会があればありがたいと思っておりますし、過去には企業誘致協力会というような名称を使っていたところもございまして、企業誘致などの情報提供があればありがたいなというふうに思っております。また、企業誘致という分野に限らず、人と人とのネットワークづくり、そういうものがまちづくりに欠かせないものと思いますので、そういうことの情報提供をいただけるというのが一つ私どもの期待するものでございます。また、町民はもとよりでありますけれども、町外において大空町の応援団となって活動していただけるというのも大変ありがたいことだと、そのように思っております。毎年札幌市で行われますYOSAKOIソーラン祭りに対して札幌市のふるさと会の方々に応援をしてくださっておりますし、さきの女満別高校の甲子園出場の際にも甲子園まで駆けつけてくださった方々などもおります。そういう応援も大変ありがたいものだと、そのように感じているところでございます。大空会として活動されているところは、先ほど言いましたとおり北海道庁を含めても2団体ということで、まだまだ東藻琴会、女満別会ということでございます。しかし、その地域によりましては、お互いのふるさと会が交流を深めまして、統合についても意見交換をしているというようなことについてお話を伺っております。将来的には、そういう中で一本化されていくということも考えられるのではないかと考えてございます。今私どもからすれば、そういった推移をしっかりと見守りながら、お手伝いができる場所があれば取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、2点について御答弁を申し上げて、1回目のものとさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◇議 長 暑い方は上着を脱いでよろしいです。
渡邊教育長。

◇教 育 長 品田議員からの一般質問に教育委員会の立場からお答えを申し上げたい

と思います。

今回の豊住小学校の校舎、敷地を幼稚園として活用するアイデアは、住民の皆さんから寄せられたアイデアの中で一番多かった案であり、教育委員会としてもそのことを重視してまいりたいと、そのように考えております。教育委員会の職員の一部は、プロジェクトチームの一員でもございます。検討の推移は、常に教育委員会のほうでも情報が共有されていたわけでありますけれども、プロジェクト主催の保護者あるいは地域の説明会などもございましたけれども、メンバーである職員の出席はもとより、事務方の責任者として、全てではありませんけれども、私も説明会のほうにも出席をさせていただいているところでございます。出席の状況は、決して多くはございませんでした。さまざまな角度から不安の声も寄せられておりまして、十分町の考え方が伝わってはいないなど、そのような印象も私自身思ったところでございます。今後、教育委員会が事務を引き継ぐに当たりましては、サービスを利用する方々に将来にわたり不安があってはならないと、そのように考えております。利用者の方のニーズや不安材料を的確に把握することが今何より重要な部分ではないかなと考えております。そのために、町としての考え方を丁寧にお伝えしながら不安解消といったものに最大の努力をしていかなければならない、そのように考えてございます。

以上、品田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 両人から説明をいただきましたけれども、もう一步進んだ御見解といったものを聞いたかったかなというふうな感情を持っております。このアンケートの手法、これはもう大変結構だと思います。寄せられた30名の方、これも少ないか多いかという問題はありますけれども、寄せられたことに感謝いたしたいと思っております。ただし、このアンケートの手法というものは大変いいことでもありますけれども、反面課題も多くあることは御承知のことだと思います。公募の少なさということもありますが、偏りはなかったのか。一地区から大勢の方の意見がなかったのか。組織的に寄せられたものがあるのか。そういったものは、記名とか住所は書いていなかったと思いますが、わからないのだろうなというように思いますけれども、そういう角度の認識も持っていたのだろうかということを聞きたいなど。それと、まずもって求めるに当たって、先ほど教育長さんもおっしゃいましたけれども、丁寧な条件設定はなされていたのか。そういうベースメントみたいなものを出してあげないと、勘違いをして出される方もおるだろうなと。例えば、認定こども園になるからいいのであるとか、隣に保育所があるから幼保一元化になるからいいであるとか、そういった類いの意見もあったように思います。うちのほうでは、まだそこまで踏み込んだ形の幼児教育に対して所見を持ち合わせているわけではありませんけれども、ニュース等で知られたものに夢を描くと、これはよくありがちなことでありますので、そこら辺の吟味がどのようになされていたのか。少ない中でそれをよしとするという動きをするに当たっ

て、やっぱり大事な考え方でないかなと思いますので、お伺いしたいと思います。それと同時に、大空町にはいろんな教育関係者が住んでおられますし、いろんな業績を残された方もおられます。そういう方々も含めて意見を集約してきたのかなと、そんなことをまず初めにお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 アンケートを募集したときに、その偏り、またよく別なところなどでは組織的にいろいろな投票といいたいでしょうか、意見を出すなどという、そういうことが問題視されることもありますけれども、先ほど言いました30件の中で地域的にとか、何か組織立ってというような印象を私どもは受けておりません。いろんな立場の方からさまざまな御意見をいただいたものというふうに思っています。

また、その条件設定ということでもありますけれども、議員のほうは幼稚園についての条件設定というものが非常に曖昧ではなかったのかというような、いろんな幅の広いものになってしまっているのではないかなというような意見、御質問のかなというふうに受けとめたところなのですが、今回は幼稚園についてどうかということでもまず最初の募集を行ったわけではなくて、中には郷土資料だとか地域のコミュニティー施設だとか合宿の施設だとかということで、多様な意見が出されておりましたので、改めて幼稚園とはとか認定こども園とかというところで特段の条件設定をしたということはありません。ですので、先ほど私は言いましたけれども、幼稚園的な機能の集約というような言い方をさせていただきました。中には、保育園という言葉が使われた方もいたというふうに、そのように認識しておりますし、就学前の子供たちがあそこの環境で巣立っていくということはいいいことではないかと、そのような意見などがその30件の中で最も多かった。そういうものをプロジェクトチームの中で一つ大別化して、そして14件というような言い方をさせていただいているところでございます。

教育委員会の関係者などからの御意見ということでもありますけれども、募集の段階ではそういったことはしておりません。ほかの方からも聞かれたことがあるのですが、どうして教育委員会が主体的にそのアンケート調査なども……アンケートというか、募集などもしないのだと。私は、議会の答弁の中で教育関係施設として今後使うということがいいのではないかなという個人的に思っておりますということを発言した記憶がございましたが、ただどのような使い方ということをお大勢の皆さんが思うか。福祉的分野の使い方というようなこともありますので、この段階で教育関係者の方々に絞って何か御意見を伺うというようなことはしていないということでございます。

以上、3点について御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 終わったことなわけでございますけれども、やっぱり大事な部門だったのではないのかなと、スタート時点で。町民も大事です。利用者も大事です。でも、それに多く携わってきた教育者の皆さん方の見識といいますか、そういうものも実に大事なのだろうと。そういうやっぱり集約のあり方、町長さんでなければできない集約のあり方というのはあったのでなからうかな。それは、幼稚園ということだけではなくて、跡地利用に関してもそういうものがあってもよかったのかなという気がしてなりません。

次に、説明会についてでございますけれども、現在の保護者、今後なられる保護者、地域住民、現地説明、こういう4項目でやられておりましたけれども、やはりわかっていない、理解をなかなかもらえなかったという理由は、いろんな形で広報なりふれあいトークなりに出されていますけれども、なぜこれだけの大きな問題をすぐ敏感に反応できなかったのか。これは、私の言葉に語弊があるのかもしれませんが、やはり田舎なのだなという感じを率直に持っております。決してそれが悪いわけではない。そこを早く問題を認識してもらおうという努力をされるということが説明責任の中で一番重い部分だろうと。集めてやればできるということではなくて、集める前にどのように認識を持っていたかという手法をもう少しとるべきではなかったのかなと。それは、説明会の中でも質問がありました。そういうことだろうと思っております。そんなことで、本当に説明会は少なかったし、本当に積極的な賛成の方がいない。地域住民の地元の中でも本当に相反する程度の賛成と反対しかない。これをゴリ押ししてやっていくということに関しては、大きな禍根を残していく可能性がありますので、その辺どのように考えているかお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 結果、大勢の皆さんに説明する機会を失したということでございます。なかなかPRの難しさということを痛感してございます。そんなことから、平成24年度の町政懇談会を開催する中においても、その項目をわざわざ入れさせていただき、単に説明会をやるから来てくれということだけではなくて、私がお邪魔した折にも、その関係などについてお話を申し上げる機会をつくってきたわけですが、結果として先ほど言ったような数字でございました。そのため、先ほど申しましたように、十分説明が行き届いていないというようなことから、さらに説明を加えていこう。そして、今までのやりとり、意見交換などもお示しをしていこうということを今後取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、その点については今後また御指導を賜りたいというふうに思います。

また、議員のお話からは、積極的な活用での意見がないというようなお話でありますけれども、全町からいろいろなアイデアを募集させていただいたときに、先ほど言ったように最も多い活用の方法案として出されていたものでございます。そのほかに、議員には伝わっていないかもしれませんが、私にも不安視する声も届いておりますが、一方ではあそこの環境、例えば今の幼稚園と比べ

た中で体育館が併設されて非常に広い、前庭も広い、後ろには農園的な活用も可能であると、多目的ホールなどもあってというようなことで、あの自然環境の中で子供たちが育つということは非常にいいことではないかと、決して地域の中に限ってはおりませんけれども、そういう意見を私に寄せてくださる方もいるということであります。先ほど言いました説明不足の感が否めないということで、そういった考え方などについてもしっかりとこれから説明させていただきたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 環境、立地、よく使われるのですが、うちの町は正直言って田園です。町並みといっても、そんな繁華街ということではない。3分もすれば田園が広がっている。公園もたくさんある。緑もたくさんある。大空町全体がベストな環境であると私は思っています。その中で、より林に囲まれたらいい、田園に囲まれたらいいという、そういう何かちょっとずれているなと思うのです。これは都会でしゃべられていることではなく、本当の田舎です。どこをとっても環境はいいと思います。そうすれば、山の中だからずっといいのかと。そういうことになりますと、小学校についてもそういうことになりはしなかったのか、そういう論議はあったのか。もっともっと自然に近いところでと、そういう論議はなかったのではないだろうか。いわゆる学校施設の立地というものは、ある程度のものはあるのだろうな、そういう不安がご父兄にはある。それに尽きるではないですか。帰ってくるまで心配だ。また、電話でも鳴ったら何かな、そういう心配というものを、本当に父兄というのはそういうものだ、親御さんというものは。帰ってくるまで心配なのです。できればそういう心配のかかる場所へ行きたくない。これは、親御さんの気持ちとしては当然だと私は思います。そんなことで私は言っているわけでありまして、全部が間違っているとは言いません。そういうことの質問であります。御理解をしていただきたいと思いますと思っています。簡単に言葉でいい立地、立地と言い過ぎるけれども、本当にみんないいところです、女満別は。誰も悪いところはないです。

続いて、パブリックコメントについてですけれども、これは私も3月の定例会で町長といろいろ話をさせていただきました。これは、自治体が、行政が政策公表をして住民からその対案を求めるものであります。基本的にはイエス、ノーを聞くものではありません。パブリックコメント、大衆意見と、こういうことから、手法としては本来対案を求めるものです。ですから、この間の直近のおしらせ号にも出ていましたけれども、男性の方、反対理由を述べて、そしてなお教育資料館という、そういう対案ですね。ところが一方、女性の方も載っていますけれども、この方はレジュメには賛成の欄に載っていますけれども、違うのです。両方ともいいのです。ただ、レイアウトについて云々という意見を述べている。両方ともいいですね。両方ともいいのです。これは、パブリックコメントの求める趣旨ではないということ。まずもって、自分の政策がどういうパブリック

コメントをかけているという認識が僕はちょっと薄いのではないかなと。パブリックコメントの意味合いがよくわかっていないのではないかな。これは、意見を求めればいだけであって、パブリックコメントというのは固定語ですから、対案を求めるものなのです。賛成を求めるものではないのです。ですから、1つにしなければならないことを2つ出してしまったという、これはちょっとおかしいと私は思うのです。優先順位をつけてしまった。それが町民にはもう決まったかのごとく、誘導したかのごとくに映っているという現実。そういうことを認識していただきたいと私は思っているのです。勘違いをさせている。その証拠に、はっきり出ているではないですか。2つのことに対してレイアウトをこうしたらいい、ああしたらいいと言うけれども、あの人は両方とも賛成なのです。わくわくすると言っているのです。ありがたい話なのだけれども、賛成、反対ではないのです。それを賛成と受けとめてしまっている。そういう錯覚を出すようなパブリックコメントの認識で行政はやっているのかと、このことについてどう思いますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 その立地の関係につきましては、私どもの町であればどの場所を考えても環境はいいのではないかと。確かに言われる面もわからないではないです。ただ、私が申し上げたかったのは、例えば全く新しく考えたときに、あれほどの広さのグラウンドであるとか体育館だとか多目的ホールだとか体験農園だとか前庭というようなものというのを確保するというのは少し難しいのではないかと、そのような印象を私は持っております。ですので、そういう点からも施設環境として使っていくことも可能であるし、いいのではないかとということを申し上げたところであります。ただ、議員の言われております、そういうところからの不安とかいうようなこと、気持ちかわからないわけではございません。ですので、いろんな視点から見たときにどうであるかということについて、いろんな角度から説明を加えていきたいと、そんなふうに考えているということでもあります。ただ、私は決して豊住のあそこの地域が山の中だというふうに思っているわけではございません。ある意味、言い方を変えれば、私どもの町はどこも平場でありまして、そういう中では先ほど言ったように町なかもいいということであれば、ああいう地域もいいということと考えているということでございます。

それから、パブリックコメントに寄せられた意見、出された意見が違うのではないかとというような御意見でありましたけれども、この手法といいますのは、でき上がってまだ間もないことでもあります。そういった中では、町民の皆さんの意見を寄せられる形式、形というものはさまざまなものがあります。今回のような場合についても、賛成、反対、対案を示す、その思いをつづるということで全て公表をさせていただきましたけれども、それは寄せられた意見ということで公表をさせていただいたわけでありまして。ただ、その趣旨が違うからといって、そのところを公表しないで行くのかということについては、私としてはどうであっ

でも寄せられた意見、いろいろなものがありましたということの内容をつまびらかにしたいという思いがあって、させていただいたものであります。また、町が誘導しているのではないかなというようなことでありますけれども、ただいろいろな提案をした中で、さあ、皆さんどうしますか、町はどちらでもいいのです、好きに意見を言ってくださいというのは、私とすれば非常に無責任ではないかと常々思っております。そんな中で、私は説明会の中でも、また内部の会議などでも申し上げておりますけれども、いろいろな不安材料もありますけれども、法的な部分、また物理的な部分で検証を加えていった中で使っていくことが可能であるという中で、今風な言葉でいえば、その活用方法というのもありだなと、そんなふうに考えたところであります。そのことについて、先ほど言いましたように十分説明が届いていないということで、今はその努力を一生懸命させていただくというスタンスでもってこれからも説明会などに臨んでいきたいと思っております。そんな中では、誘導ということではありませんけれども、町としてふらふらして、どちらでもいいのですということではなくて、町としてはこう考えますということをしかりと、まずは町民の皆さんにお伝えをしていきたい、説明をしていきたいということでの対応をしていきたいというふうに思いますので、ぜひそういった面からも今後御指導賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 パブリックコメントのあり方、こういうこともまだ定着していない、こういうことでありますけれども、まず主体たる行政がパブリックコメントの意味合いを理解して、それを町民にお知らせをしていくと、こういう形で内容ですということで、きちっと対案を広く求める。それは、アンケートをやったのではないかと、これではないのです。二重、三重の意見の収集をやっているということで、いろんな手法の重なり合いが充実した結果に結びつくという形でありますので、重要な提言だと思ってお聞きを願いたいと思います。

本当は、近くにあってくればよかったのです。でも、近くにあったら、あそこは僻地小学校ではないのです。あそこは僻地小学校なのです。そんなことがあるわけありますので、別にあの建物は立派ではないとか環境がよくないと言っていることではございませんので、その辺のことをまた理解してもらいたいなと思います。

あと改修予算ですけれども、総務文教厚生常任委員としていろいろ数度にわたるプロジェクトチームからの説明がありました。その中で、まずもって直して二、三億円だろうということがありましたけれども、その中でやっぱりプロジェクトチームの一員の悩みといいますか、将来に対して予見をしているといいますか、そういう説明もありました。どんどん、どんどん上昇してくる。どんどん、どんどん考えれば考えるほど上がってくる、そういう不安を感じている職員のコメントもお聞きしております。バス輸送についても1台から2台、なお緊急対応

車両、どんどん、どんどん上がってくる。路線増加も見込み1, 200万円、運行補助員700万円、養護教諭雇用300万円、締めて2, 200万円の増加になっています。総額5, 500万円、これがランニングコストになっている。その上、まだ安全保障はされない。どんな災害が起きるかわからない。この異常気象の中で、本当に強く感じます。これは、ご父兄の方もそうだと思います。何が起きるかわからないのです、この町でも。そういうさなかでの計画でありますから、重要に考えて進めていかなければ、ただ環境がいいのだけではないのです。気候を私どもはつくれません。災害は私たちが呼び起こすものではないのです。そういう認識を強く持っていただかなければ、この間の防災の本当に生々しい講演がありました。みずからが変わらなければだめなのだと、そういうことであります。当初から予想された改修予算、私はもっと上がると思います。これは、遊びの場所、まだまだ上がります。上がって悪いということを私は申し上げていませんけれども、まだまだ上がります。なお、預かり保育料の減額まで検討しなければならないのだと、不満を解消するためにというプロジェクトチームの過去の経緯もあったのではないですか。そこまで条件を考えてやらなければならない理由は何なのか、こういうことだと思います。ご父兄の方も刹那的に言っていますよね。なぜ市街地に考えられなかったのか。今後幼稚園の跡地はどうするのだ。選択肢を奪ってしまって、現地改修という選択、また新築移転という、市街地移転という方策、そしてその中でたまたま統合がなされた豊住小学校の跡地、この3つがあるのではないですか。本当はそうだと思います。それをパブリックコメントにそういった形の意見募集をするということが、よりわかりやすかったと思います。意見の中で宿泊の人なんかわずかです。それも全部不安です。事業計画にどれだけの裏づけがあるのか、そこまで心配なさっている。したら、もう赤字なのです。どこも赤字です。うちも赤字なのです。1万人も来なかったら赤字です。そんなものを優先順位に上げてやっていったら、それは誘導と言われても仕方ないではないですか。もう少し真摯に向かってほしいなど、そのように思いますけれども、それについてどうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員からの一般質問については、豊住小学校の跡地利用に対して行政のスタンスはどうであったかということではありますが、今のお話などを聞いてみると、この原案について撤回をして別な考え方をもち臨んだほうがいいというふうに受けとめました。そういう趣旨でよろしいでしょうか。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ちょっと解せない質問ではありますがありますけれども、突然のような御指名でありますので、どのようにということでございますけれども、選択肢を奪った、別にこれをせいということではないのです。選択肢はちゃんと出して論議をしても

らってくださいと言っていることであって、私がどうのこうのということはあっても、利用者の皆さんが全然違ったら、私はそれを言う力はないです。私もその説明会のあり方、意見を見て、やはり困惑している、懸念を表明している。なぜなのかということ言っているの、私自身はこれが納得してくれたらいいけれども。だけれども、そうはいかないのかな。余りにも利用者にとっては唐突な感じもするのかなという懸念は、町長さんはそう言いますが、常任委員会で第2回、3回目のプロジェクトチームの説明のときに教育長さんが見えになりまして、私はっきり言っています。当初のスタートとして教育委員会が、エの項目になりますけれども、大事なことでないのか。教育委員会の立場はどうなのだ。今の現幼稚園の考え方をどうするのだという考え方があって、そして先ほど言った選択肢が出て、そしてどうだというのは、これが一番筋道が立っているのです。ですから、質問をいっぱいしているではないですか。どうするのだ、今の幼稚園をどうするのだ。しまいには、廃園するのかなんていう勘違いをしている方もいるのです。今の現幼稚園をどうするのだ。これは教育行政の根幹ではないですか。女満別小学校は、そういう形で載っている。でも、女満別幼稚園はどういう形で、したら総合計画に位置づけされているのですか。説明会の答弁では、小学校も10年かかるから幼稚園も10年かかるのだと、こういう答弁をしています。今から考えれば10年かもしれないけれども、もうちょっと前にやれば二、三年後に発想が出たのではないですか。そういう問題になります。それをはっきり説明会で意見として出ているのではないですか。それをちゃんと拾ってやってくださいと。それをやってくれではない。それを出して、どうですかということが大事なのではないですかということを言っているのです。町長もやぶさかではないのではないですか、市街地につくることは。もしかできるのであれば。父兄のおっしゃるとおり。そういう逆質問になってしまいます。

◇議 長 品田議員、今のあなたのほうの質問ですけれども、ただいまの質問において町長から論点を明確にするため確認がありましたよね。それで、今町長のほうから確認……町長、このことについて確認いたしますか、このことについては。

山下町長。

◇町 長 さまざまな不安材料はあると。議員もこの案が皆様に認められればいいのだけれどもなというような御意見を今述べておられました。そんなことから、先ほど申しましたこれからの説明をより丁寧にしていきたいというふうに考えてございます。また、気象などの問題などについても触れられておりましたけれども、それはどの場所にあってもご家庭から教育施設までの移動のところも含めて送迎をする、そんな仕組みというのはこれからの時代大変になってくるものと、そのように受けとめております。ですので、豊住の場所に幼稚園ができ、そこまで通うというときに、ある程度の距離を移動しなければならない方。逆に市街地に今のような形であるというときに、各地域からその地域まで移動してこなければ

ばならない方も、当然そこまで通うということであれば不安に思われているということは両者ともあるのではないかと考えております。ですので、先ほどプロジェクトチームなどでいろいろな養護教諭の設置でありますとか緊急対応の車両の配置、運行補助員というようなものを考えていかなければならないということをお願いしたけれども、ひょっとしてこれはどこの場所に幼稚園なるものがあるかということのいかんにかかわらず、今後そういうような課題、要望というようなものが出てくるのではないかと、そのようにも私自身は受けとめているところであります。そういった中で町として、先ほど言いましたように、決して誘導ではございませんけれども、町として今原案、町民から寄せられた意見をプロジェクトチームでさらに検証し、一つの案ということを持ち得たわけでありまして、まずこれをしっかりと、議員も言われているようにこの案であればいいのだかなということでもありますけれども、先ほど言いましたように説明不足というところが大きいのではないかとこのように考えておりますので、まず現段階といたしましてはそういうところをしっかりと説明をさせていただきながら、より理解を深めていただくというところを一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 本当にプロジェクトチームの皆さんが御苦勞なされたのは、先ほども申しましたけれども、よくわかるのです。選択肢を逆に与えていながら、片方のものを与えていないということは、プロジェクトチームの中でも話されていますよね。新築の話はどうするのだ、改修と新築の問題は同次元であるということは、ちゃんとプロジェクトチームは認識しているのです。ところが、自分らに与えられた使命ではない、新築に関しては。ただ、跡地利用のことなのだから、我々は。これは、もっともなのだけれども、切られた側としてはどう思うかということなのです。跡地利用は候補です。候補の一つなのです、全部ではないのです。ほかにあるのだということなのです。それを問われているのだという、まずその辺の原点の認識を持ってもらって、私があそこでいいのだというふうなことでなくて、まとまればいいが、本当はもう少し全部を出して選択肢を持ったほうがいいだろうということを申し上げているのです。その辺を間違わないで、私が本当はそっちのほうがいいのだということではないです。ただ、一生懸命やっていますから、説明を受けていますから。ただし、ちゃんと教育長にも本当は教育委員会がどうするのだ、幼稚園をどうするのだというちゃんと計画を出して、その中でたまたま統合による空き地利用が出たのだ、跡地利用の話が出たのだという形でやってもらいたかった、こういうことであります。

エに移り、みんな混乱していますからあれですけども、エのほうに移りますけれども、教育委員会の主導性について、これについて教育長、先ほども話していますけれども、教育長が臨席のときに私申し上げたことは教育長は認識していると思いますし、総務文教厚生常任委員会のてんまつ書にも間違いなく載ってい

ると私は思います。わずかな質問でしたけれども……

◇議 長 品田議員、今町長に対して答弁を求めないのですか。

◇品田議員 いや、大体わかっていますから。

◇議 長 いや、わかっているって……

◇品田議員 もしか町長、話があれば。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去にも総務文教厚生常任委員会に何回か途中経過などについてお話をさせていただきました。その中でもさまざまな御意見もいただきましたけれども、新築との比較検討ということになりますと、話が広範囲になってしまうと。まず、今回の跡地利用というところに主眼を置いて、まずは取り組むべきではないかと、そんな意見を常任委員会のほうからもいただいた経過もございました。ただ、当然話題としては、新築する場合とのコスト差などについても触れられる関係があるかもしれないというようなことから、そういうようなものについて概略、本当の大ぐくりの金額などでございますけれども、考え方を示した部分もございました。ただ、新しくというような話になりますと、場所のところから含めて検討しなければならない。それによって、コストもさまざま変動するというようなことから、十分な内容のものというふうにはなっていないというのが現実かと思ってございます。それでありますので、その議論ももちろんある程度比較対象にはなるのかと思いますけれども、先ほど言いました、町として今原案として持っているものについて、まずは説明をさせていただいて、いろいろな不安の部分解消できるのか、また疑問点について私どもがどのように考えたのかというようなことについて、しっかりと説明をさせていただきたいということに尽きるかと思います。また、この経過などについても、逐一また議会に報告をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いをいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育 長 幼稚園の整備計画についての教育委員会としての考え方、基本的スタンスというものを御答弁申し上げたいと思っております。

確かに議員が言われるように、新築、公共施設の利活用でありますとか、さまざまな選択肢というものがあるかとは思いますが、教育委員会としては現在具体的な幼稚園の整備計画というものについては持っておりません。しかしながら、教育委員会が所管する教育施設の一つとして継続した内部協議や検討とい

うものは進めてきております。教育委員会では、所管する学校教育施設や社会教育施設の老朽化の現状に鑑みまして、計画的な改築、改修等に取り組んでいくこととしております。施設の建築年次や老朽化の状況、さらには利用状況などを加味するとともに、財源確保の見通しを立てた上で優先順位を設けながら計画的に事業を遂行していくと、そのように考えております。現在は、御承知のように昭和41年に建設いたしました女満別小学校の改築事業を平成21年度から進め、本年度最終年度を迎えるとともに、昨年度からは昭和46年に建てられた東藻琴中学校の大規模改修事業にも着手しております。御質問の女満別幼稚園を初め、東藻琴幼稚園や東藻琴小学校、女満別中学校においても昭和40年代後半から50年当初に建てられたものでありまして、それらの改修、さらには社会教育施設の改修などについても必要性というものを強く感じているところでございます。そのようなことから、幼稚園だけではなく、全体を見通した中できちっと状態を把握して、必要な計画に基づく手だてというものを講じていくと。それが教育委員会としての役割ではないかなと、そのように考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 両人から説明がありましたけれども、整備計画はあるということで、当然昭和48年に建てられたものでございます。たまたま幼稚園のことに关しましては思いが強いのでありますけれども、平成17年度の一般質問の中で、当時照明のルクス基準について質問をさせていただきました。通知、通達の確認が漏れていたということで補正で対応をしてもらって、明るくしてもらった。その後、壁の塗装も明るくした。門塀も産業課から借りて、ふらふらになっている朽ちた門塀もかえさせてもらった。そんなことでありますけれども、外装だけはどうもきれいにしてやれることができないでいったわけでございますけれども……

◇議 長 品田議員に申し上げます。

それ、今は豊住の学校の跡地利用ということでやっていることですから……

◇品田議員 跡地利用、幼稚園のことが出ているわけでしょう。

◇議 長 今の幼稚園のことをとやかく言う必要はありません。

◇品田議員 そういうものに対する、やはり計画、その後の計画というものはきりなさるべきではないのかなと。耐震も、1階ですから、そんな心配はないということでございますけれども、昭和48年度です。もう近々に計画を立てられる時期だと。そういうこともあったから、豊住小学校のものについてずっと入っていったと、そういう背景にあるのではないですか。やぶから蛇ではない。ちょうどタイミングがよかったということだったと思います。でも、本来はきちっとし

たものを立てて、計画を立てるべきではなかったかということなのです。たまたま今、今定例会で教育委員会の活動状況の報告書が手元に届きましたけれども、その中でも月例会、定例会が開かれると思いますけれども、私はすぐ見ましたけれども、その中に幼稚園の云々ということの項目で開かれた定例会はないですね。やっぱりそういう教育委員会の中でオフィシャルにするしなは別として、そういうものがやっぱり論議なされていないのではないのかな。できたものをずっと受けて所管に回すと、それも結構だと思いますけれども、その前に教育委員会としての指導性というものは持つべきではないのかな。また、それを全く知らない、行政のことを知らない一般父兄から質問を受けていますよね。私は、小さい子供がおりませんので、その辺のことはわかりませんが、いろんなPTAでも何でも話をされていたはずなのです。僕らの耳に入ってこない。やっぱりその世界はその世界の中で話がありますから、そんなことで教育委員会の十分なるそういうものもオープンにしてやれば、父兄の方々はよりわかったのではないのかな、そういうことなのだと思いますけれども、それについては教育長どうですか。お考えがあればお聞かせください。

◇議 長 品田議員、それは通告になっていないよね。それを答弁すれというのは、それは無理ではないの。

◇品田議員 教育委員会の主導性と書いてある。

◇議 長 主導性といっても、今の幼稚園のことではなくて、豊住の跡地利用ということで今はあくまでもやっていることなのだから。
(何事か言う声あり)

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいまの質問でございますけれども、具体的な計画に持っていくまでには、先ほどの答弁にありましたように、全体の管理施設、所管施設のやっぱり優先順位というものを考えざるを得ないと。先ほど例示いたしました施設の数々はいずれも老朽化をしておるわけで、教育委員会としては全てのものが新しいものになるというのが希望ではありますけれども、限られた財源の中でそういったことは現実的ではないわけであります。具体的な計画を策定、また教育委員会の中で決定に至るまでには時間も要しますし、その決定の過程の中でもやはり優先順位というものを考えていかなければならない。1つ目は、やはり今ある施設を適正に維持管理をし、メンテナンスを十分行いながら延命を図っていくと。そのことがまず一番大事であると思っております。2つ目は、空き公共施設など、これからも一部改修などで活用できる、そういう有効な施設があれば、それを有効に活用していくと。最終的に第3段階として新たなものを建てなければ、所期の目的を達成できない。教育施設としての機能が果たせない。そういうような判断がなされたときに、初めて具体的な計画として議会ともまた御協議を申し上げ

る、そのような進め方になっているのではないかなと思っております。そのようなことで、教育委員会の中で議論がされていないということでは決してございませんので、その点御理解をいただければなというように思っております。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 1番の問題については結構だと思います。十分に考えて、より住民の同意を求めるべく一生懸命やってもらいたいと思いますけれども、本当は教育施設の移転ということで賛成と反対が五分五分というふうな内容の中で進めるということではないと思うのです。本当に9割以上の方々がよし、いいぞという形で進められることがベストです。僅差みたいな形で進められるものではないということだけは持っていてもらいたいな、そんなことで終わりたいと思います。

続いて、ふるさと会の関係でございますが、もう3分か、2分。

(「3分です」の声あり)

◇品田議員 3分ね。そんなことであります。

大体町長さんのおっしゃったことはよくわかりましたけれども、相当な人数でございすけれども、かなり年配の方々が多数を占めているのかなというふうなことであります。だけれども、年配の方々は例えば会社経営であったり重役さんであったり、物すごく財産ですよ。そういう、本当に人的資源といいますか、そういうものをフル活動してやれば大変なサポーターになるのだろうな、そんな気がいたしましたので、質問させてもらったわけでございます。そして、若い人方でもどんどん、どんどん入れるようなシステムといいますか、どういうふうにしたらいいかわかりませんが、私は若いときにそういう案内はなかったですから、住所移転のときにふるさと会の案内をしているのか。逆にまた、今現在ふるさと会の人に大空広報とか議会だよりなどを渡していったりしているのか、そういう材料を渡して、幅広い形でサポーターを形成していくということのできないものなのか。こっちが主催ではないですけれども、それについて向こうの人が、主催者側がそんなこと、余計なことをしてもらったら困るという、こんなことにはならないし、理解をしてもらえるのではなからうかなと、こんなふうに思ったのが質問のきっかけでございますので、その辺のことをちょっとお聞きしておくかなと、こういうことです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ふるさと会の皆さん方のお話の中からも会のメンバーの高齢化、またそれらに伴いまして脱会者などがふえて会員の減少というところがあると。そんなお話もいただいております。そんなことから、町の広報紙においても、うちの町内向け、基本的には町内向けでありますけれども、お身内の方で、またゆかりのある方で東京や旭川、札幌など、そういうところの近郊にいらっしゃる方々、御紹介をいただいて、会に入っていただだけませんか、そういう方を御紹介してくだ

さいというような内容のPRも町としてもさせていただいておりますが、そう多く反応があるわけではございません。また、町の情報を知りたいという方々もいらっしゃると思いますので、町としてそういったふるさと会の会員などを中心に広報紙を毎月送付させていただいている方々もおります。ただ、今私どものほうに名簿がないので、はっきりと重ね合わせて確認するということにはなっておりませんので、具体的な数は申し上げられませんが、個人の方々に広報紙を送っている、その数が毎月200通ほどございます。その多くはふるさと会に所属されている方々ではないか、またゆかりのある方々ではないかと、そのように思っております。ただ、先ほど言いましたように、最初に設立された旭川東藻琴会が昭和45年、そのほか昭和48年、昭和52年、昭和55年などというような、古くから会を設立されて運営されてきたところほど、その当時盛り上がりの中で会員の方々が多く集った。その方々がそのまま現在まで引き続き会の運営などに携わってきているということで、新しく入られる方というところが限られているというような傾向になっているのではないかと、そのように私どもも受けとめております。1人だけで新しい組織にすっと入っていくというのはなかなか勇気の要ることかもしれません。ですので、私どもがよくお話を申し上げているのは、同級生など近郊にいる人たちに声をかけて、何名かでそういうところに入るような、そんなことをお願いできないでしょうかと。機会のあるたびに申し上げているところでございます。いろいろな人材のネットワークという意味でもふるさと会の方々は頼もしい存在でありますので、町としてもそういうところから御支援をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、今後ともまた何かいいアイデアがありましたらお寄せいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 最後になりますけれども、ふるさとを離れた人方の心情といったものは、私自身もそうだったのですけれども、本当に活字を見るだけでうれしい。映像を見るだけでうれしい。耳に入るだけでもうれしい。私は、そういうことだと思えます。ふるさと、本当に大事なものだし、いとおしいものです。そういう人方が全国に散らばっている。紹介したいのは、たまたまふるさと会がない福岡県でございすけれども、その方は女満別の肉牛の先駆者といひますか、内地の優良な肉牛をバトンタッチした方のご子弟でございすけれども、私の兄と交遊でございまして、何年に1遍かは1週間程度本家で休んでいたのですけれども、本当に胸を打たれる情熱といひますか、本当にこんなにふるさとを愛しているのかなど。いわゆる特産品のことから、いろんなことまで本当に知っていらっしゃる。ですから、「一回町長の部屋へ行って少し懇談をしてくださいよ。」と冗談で言っていましたけれども、さすがに町長さんの部屋まで行く気にはならないと、これは普通なのです。だけれども、本当に町長さんに直接聞かせてあげたいなというのがいっぱいあります。一村一品についても「なぜカゴメジュースは、

おたくはブリキなんだい。」と。「何でアルミにしないのだ。おいしいのだけれども、痛くて痛くてだめだよ。」と。「もう少し勉強してアルミにしてくれ。10円高かろうが20円高かろうが大事なことだ。」。本当にそうだな。今、ブリキは本当に使っておりませんから、そういうふうなものだとか、例えばインターネットを駆使して女満別のカボチャをとっているらしいです。そして、近所の人に振る舞って、おいしいだろう、おいしいだろう、ごり押しをして食べさせているらしい。しまいには、福岡県の青果市場の友達に置いてくれと。そして、おまえのところから持ってこいと、持っていったら「全然うまくない、こんなもの売り物にならない。」と言われた。それでも、なお配って歩いて、郵送したらパックが腐っていたと。クレームを言ったらお金を戻してきた。お金を戻してもらうためにしたのではないよというふうな話だとか、いっぱい持っているのです。みんなふるさとのことなのです。ですから、そういう熱意というものは、意見というものは本当に大きいなと思いますけれども……

◇議 長 品田議員、時間です。

◇品田議員 ぜひ今後とも両地区の繁栄をしてもらうべく、一生懸命やっていただきたいと思います。コメントは結構でございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもの時間は決まっておりますので、答弁をさせていただきたいと思えます。

確かに今言われたように、「いろんな情報をくれてうれしかったよ。」と、そんなことを会員の皆さんから言っていただける機会もございます。そんなことから、先ほど言いました広報紙を送るということだけに限らず、例えば東藻琴の芝桜公園の映像が全国ネットで流れますと、いついつの朝ですというようなことがありましたら、そういうふるさと会の皆さんのところに手分けをして電話を入れて、いついつ放映になるそうです。私どもが例えば3人の役員の方にお伝えをすれば、それが地元のまた会員の方々数十人に伝わるというようなことで、そういう機会もつくっておりますし、私どもが意図とせずニュースで流れたような場合であっても、「きょう出ていたね。」ということでわざわざ遠くからもお電話などいただけることもあります。大変ありがたいことだと思っております。さらに、最近は余り遠くないのですけれども、札幌市などの物産展などに行きますと、わざわざ大空町の、女満別の、東藻琴のブースを探してやってきてくれる方などもおりますので、そういうところの出店予定などもお伝えをしているというところがございます。

先ほど言いました叱咤激励をいろいろ受ける場面もあるよということですが、私どもに直接言われている部分などもあります。ぜひそういうまちづくりに対する意見、提言、私どもが期待するものの一つに、先ほど掲げましたけれど

も、そういうものも大切にしていまいりたいと思っておりますので、ぜひその品田議員のお知り合いの方にも機会がありましたら私のところにも訪ねていただけるようにお伝えを願いたいものだと思っております。そういう方々の英知や気持ちをいただきながら、まちづくりに今後とも努力をしてまいりたいと思っておりますので、御指導賜りますようお願いを申し上げます。

終わります。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散会 午前11時36分

平成 2 5 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成25年 9 月18日
- ・ 開 会 平成25年 9 月18日
- ・ 閉 会 平成25年 9 月19日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課長
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		住民福祉課長
総務課参事		産業建設課長
住民課長		総務課主幹
福祉課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成 25 年第 3 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、2 番、中堀君子議員及び 3 番、近藤哲雄議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11 名であります。松岡克美議員から遅参する旨の届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 68 号

◇議 長 日程第 2、議案第 68 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書の 1 ページをお開きください。「議案第 68 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 18 日提出 大空町長 山下英二」

議案書 3 ページは、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約文でございます。

北海道後期高齢者医療広域連合は、75 歳以上の方と 65 歳から 74 歳で一定の障がいのある方に後期高齢者医療制度による医療を提供するため、北海道内の

全ての市町村が加入し、平成19年3月に設立されました。

それでは、改正の内容を説明申し上げますので、議会定例会参考資料1ページをお開きください。今回の改正につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合規約の別表第2は、北海道後期高齢者医療広域連合の運営にかかわる経費のうち関係市町村の負担金の割合を定めているものでございます。均等割10%、高齢者人口割40%、人口割50%で算出することとされており、高齢者人口割と人口割の算出に当たっては、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口と定められていましたが、平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止となり、外国人の住民の方も住民票に登録される新制度が開始されたことから、別表第2の備考の2中「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

施行日は、地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事へ届け出をした日から施行するものでございます。

第2項として「改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。」と規定するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第69号

◇議 長 日程第3、議案第69号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 議案書5ページをお開きください。「議案第69号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

7ページは、大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例文でございます。

大空町日常生活用具給付事業に関する条例は、要援護老人、ひとり暮らし老人、難病患者及び小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付する事業であります。今回の改正につきましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため関係法律の整備について定める地域社会における共生の実現に向けた障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月に成立し、公布されました。本年5月に地域生活支援事業の実施についての一部が改正され、日常生活用具給付事業に難病が含まれることとなったことから、条例を改正するものでございます。

改正の内容説明は、参考資料3ページ、大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明を申し上げますので、お開きください。

難病患者の日常生活用具は、「障害者総合支援法」で給付されることとなったことから、第1条中「難病患者等」を「小児慢性特定疾患児」に改め、第3条第2号、第4条第2号、4ページ、第7条第2号を削り、各条の第3号を第2号に繰り上げ、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第７０号

◇議 長 日程第４、議案第７０号 大空町子ども・子育て会議条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書９ページをお開きください。「議案第７０号 大空町子ども・子育て会議条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２５年９月１８日提出 大空町長 山下英二」

全ての子供の良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るため、子ども・子育て新システム関連３法案が成立しました。子ども・子育て支援法第７７条の規定において市町村は、条例で定めるところにより、審議会等の機関を置くよう努めるものとする定められております。また、設置の時期は、子ども・子育て支援事業計画の調査審議が十分に行えるよう、平成２５年度の早い時期に設置するよう通知がありますので、今後の事務量等を検討した結果、本定例会に議案を提案するものでございます。

新設条例であります。読み上げを省略させていただき、条例の概要を説明させていただきます。第１条では、子ども・子育て会議の設置について規定し、子ども・子育て支援法第７７条第１項の規定により設置するものでございます。第２条では、子ども・子育て会議の所掌事務について規定するもので、同法第７７条第１項各号に掲げる事務として、子ども・子育て支援計画の策定、特定教育、保育施設の利用定員に関すること及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関することが主な所掌事務となっております。第３条では、組織について規定するものでございます。委員の定数は１４名以内と定め、構成メンバーを定めるものでございます。第４条では、委員の任期を規定しており、その任期を２年と定めるものでございます。第５条では、子ども・子育て会議に会長と副会長を置いて、それぞれの職務を規定するものでございます。第６条では、会議について規定するもので、会議の招集、会議の成立、議事の議決について定めるものでございます。第７条では、委任について、この条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が定めることと規定するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成２５年１０月１日から施行しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** このことにつきまして、非常に瑣末なことを聞いて大変申しわけないのですが、総務文教厚生常任委員会のほうでは説明を詳しくされていると思うのですが、ここに書かれている第3条の4号、公募の町民、委員14名中公募の町民というのはどのぐらいを想定しているのですか。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 第3条第4号におきまして、公募の町民と定めておりますが、こちらにつきましては2名ということで考えております。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** ほかの事例のときにも申し上げているのですが、自治基本条例を施行以来、もう少し公募の枠をふやすべきだという持論を前もって展開いたしている立場でございますので、2名が適当かどうか、私はちょっと判断に苦しむところでございますので、そのことについての基本的な考え方をもう少し突っ込んでお話しただけであればそれで結構ですので、お願いいたします。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 今回の組織の委員の選定に当たりましては、法律におきましてそれぞれ子育てに関係する方を含めるものだとということで定められておりまして、規定にありますように子ども・子育て支援に関する学識経験者、それから子ども・子育て支援に関する事業に従事をする者、そして子供の保護者、そして公募の委員という形で定めさせていただいております。子ども・子育て支援に関する学識経験者という点につきましては、校長先生ですとか民生委員さんを想定し、3名程度と考えております。それから、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者ということで、こちらにつきましては保育所、幼稚園等につきましては公設で設置をさせていただいておりますが、それを指定管理等で受けていただいておりますところの方をお願いできればと考えてございます。また、子供の保護者という点につきまして、各PTAですとか父母の会の方々を予定し、さらに公募の委員ということで2名という形で全体の中で14名中2名、多いかどうかということはあると思いますが、一応そのような考え方の中で今回選定をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 答弁を了とした上で申し上げたいと思いますけれども、5号に「前4号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者」という規定まで懇切丁寧に、各種いろんな形でよくあるケースなのだと思いますけれども、そこまで配慮するのであれば、やっぱり公募の枠を今後は検討課題かなと思っておりますので、基本的には了解いたしましたけれども、自治基本条例の精神にのっとってもう少し判断をしていたきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 公募の委員につきましては、近隣の先進的な設置の状況等を勘案いたしまして、2名とさせていただいております。先進的な部分におきましても、1名から2名の枠というような形で設定をさせていただいている状況がございますので、それらも勘案しながら今回2名とさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 御質疑の趣旨については十分わかりましたので、その御意見などを受けとめながら、今後の委員の人選については判断をしてまいりたいと、そのように考えます。また、御指導いただきますようお願い申し上げます。

◇**議 長** そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 大空町子ども・子育て会議条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 大空町子ども・子育て会議条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第71号

◇議 長 日程第5、議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書13ページをお開きください。「議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

15ページ、16ページは、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の条文でございます。

今回の改正は、さきの議案第70号で設置いたします子ども・子育て会議の設置に伴い、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容説明は、参考資料5ページ、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明申し上げますので、お開きください。

別表第1の表中「鳥獣被害対策実施隊員」の次に「子ども・子育て会議」を加え、平成25年10月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第72号

◇議 長 日程第6、議案第72号 平成25年度大空町一般会計補正予算（第3

号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇**総務課長** 議案書17ページをお開き願います。「議案第72号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第3号)

平成25年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,689万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,609万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条 地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

18ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。1款 町税に3,755万3,000円を追加、10款 地方交付税に4億3,732万5,000円を追加、15款 道支出金に800万円を追加、17款 寄附金に227万円を追加、18款 繰入金から3億3,726万5,000円を減額、19款 繰越金に1億557万9,000円を追加、20款 諸収入に961万6,000円を追加、21款 町債に1,382万1,000円を追加。歳入合計は、2億7,689万9,000円を追加し、75億2,609万6,000円とするものであります。

19ページ、歳出。2款 総務費に1億8,775万2,000円を追加、3款 民生費に4,445万8,000円を追加、4款 衛生費に218万7,000円を追加、6款 農林水産業費に1,255万4,000円を追加、7款 商工費に17万5,000円を追加、8款 土木費に1,150万円を追加、9款 消防費に433万8,000円を追加、10款 教育費に1,393万5,000円を追加。歳出合計は、2億7,689万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

続きまして、20ページ、第2表 地方債補正、1 変更であります。東藻琴上東地区農道保全対策事業債は、限度額1,120万円に450万円を追加し、1,570万円に変更するものであります。事業調整の結果、補償物件の額が確定し、事業費がふえたため増額するものであります。臨時財政対策債は、限度額3億907万3,000円に932万1,000円を追加し、3億1,839万4,000円に変更するものであります。当初見込みより算定の結果増額となったため追加しております。起債の方法、利率、償還の方法については、どちらも変更ありません。

次に、21ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。3 歳出から説明いたしますので、28ページ、29ページをお開き願いま

す。2款 1項 1目 一般管理費であります。13節 委託料で例規集データ作成等業務委託料、過年度分として399万円を追加しております。前年度未払いとなっておりますが、過年度分として追加しているものであります。事務の不手際によりまして御迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。6目 財産管理費、公有財産管理費で自動車事故賠償金5万3,000円を追加しております。7月1日に発生しました交通事故に係る賠償金であります。7目 企画振興費に公共施設等調査業務委託料380万円を追加しております。町内の遊休公共施設や民間の遊休施設につきまして、現状構造、耐火性、保全の状況などの問題点を整理し、改修利用の適否や難易度、改修後に想定されるプランについて検討するため、調査費を計上しております。対象施設は、女満別農業研修センター、旧東藻琴村道営事業監督員詰所、東藻琴農業振興センター、東藻琴山園小学校、旧北見東京電波工場、テムリック研究所の6施設を予定しております。9目 財政調整等基金費で1億7,990万9,000円を追加しております。今回普通交付税等が当初予算編成時より追加となることなどから、財源調整の結果、今後の財政運営のために減債基金に1億円、公共施設等整備基金に7,990万9,000円を追加しております。

さらに、3款 1項 1目 社会福祉総務費で地域福祉基金管理費に5,000万円を追加しておりますが、同様の理由であります。国民健康保険事業特別会計繰出金から800万1,000円を減額しております。国民健康保険事業特別会計の財源調整の結果、減額するものであります。4目 老人福祉センター費で東藻琴老人福祉センター管理運営費、入浴施設のプロックスでございますけれども、修繕料に59万7,000円、補修用原材料に9万2,000円を追加しております。サウナ室の壁材やすのこなどが老朽化し、傷みが進んでいるため修繕するものであります。2項 1目 児童福祉総務費で子ども・子育て支援事業として177万円を追加しております。先ほどの条例制定についてお認めいただきましたが、会議の委員報酬12万7,000円、委員の費用弁償1万円、ニーズ調査に係る消耗品費1万1,000円、会議の食糧費5,000円、ニーズ調査に係る郵便料25万2,000円、平成26年度計画書作成のためのニーズ調査を実施しますが、調査票の作成や集計分析などを委託するため136万5,000円をそれぞれ追加しております。

30ページ、31ページをお開き願います。4款 1項 2目 予防費でインフルエンザ予防接種助成金に61万1,000円を追加しております。インフルエンザ予防接種については、従来13歳未満児まで2回接種のところ、2回目の接種についてのみ助成する制度でしたが、今回さらなるインフルエンザ予防のため13歳未満児の1回目も助成し、さらに中学生まで拡大し助成し、無料とするものであります。任意予防接種助成金157万6,000円は、風疹が関東で流行しております。抗体を持たない妊婦が罹患すると胎児に影響を及ぼす場合があります。したがって、この機会に少子化対策、また母性保護の観点から任意予防接種の助成を拡大しようとするものであります。妊娠を希望されている方及び風疹の抗体量が十分でない妊婦の夫、パートナーを対象に風疹の抗体検査及び

ワクチン接種に3分の2を助成し、また1歳から小学校就学前までの子供のおたふく風邪ワクチン接種については全額助成しようとするものであります。これらの経費の総額は213万3,000円であります。任意予防接種助成金の中には子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について予算計上しておりましたが、これらは任意接種から定期接種に変更され、助成要綱が廃止となったため55万7,000円を減額しておりますので、差し引き157万6,000円の追加となります。

30ページ上段の4目 火葬場費の財源内訳で399万円を増減させていますが、当初予算で女満別地区の共同墓地の舗装工事に公共施設等整備基金を充当しておりましたが、繰り入れをやめたので財源振りかえをしております。

6款 1項 3目 農業振興費で野菜粉碎機整備事業補助金800万円を追加しております。オホーツク網走農業協同組合が実施する事業で、ナガイモの選別等により排出される野菜残渣物を粉碎し、堆肥化の効率を上げるため野菜粉碎機を導入しますが、今回地域づくり総合交付金の対象となり追加しております。この事業の位置図につきましては、定例会参考資料の7ページに掲載しておりますので、参照願います。

30ページ中段の4目 畜産業費の財源内訳で558万8,000円を増減させていますが、当初予算でひがしもこと乳酪館の乳製品加工研究所冷却装置取りかえ工事につきまして、公共施設等整備基金を充当しておりましたが、繰り入れをやめたため財源振りかえをしております。5目 農地費の東藻琴上東地区農道保全対策事業負担金450万円は、事業調整の結果、補償物件の額が確定し、事業費がふえたため追加しております。2項 1目 林業総務費で森林整備担い手対策推進事業負担金3万5,000円は、対象となる担い手の方が1名新規加入したことによる追加であります。2目 公有林管理費でノネズミ駆除薬剤散布委託料1万9,000円は、ヘリコプターの燃料単価の増によるものであります。

7款 1項 2目 観光費、藻琴山温泉芝桜公園管理運営費で屋外用時計17万5,000円を追加しておりますが、個人の方から観光のためにと寄附がございまして、東藻琴芝桜公園に屋外時計を整備しようとするものであります。

8款 2項 2目 道路橋りょう維持費の町道維持補修工事に500万円を追加しております。8月19日、20日及び25日の集中豪雨により女満別地区の道路の路肩やのり面等13カ所が被害を受け、補修するための経費を追加しております。また、3項 1目の河川維持補修工事につきましては、春先からの融雪等の影響によりサラカオーマキン川の支流及び住吉高間池付近の河川が被害を受け農地に影響が及ぶことから、補修するための経費200万円を追加しております。この事業の補修箇所につきましては、定例会参考資料の8ページ、9ページに掲載しておりますので、参照してください。5項 2目 公園費ですが、33ページをお開き願います。女満別運動公園整備調査設計委託料に450万円を追加しております。女満別運動公園野球場は、昭和55年度の建設以来、バックネットの改修などの整備をしまいましたが、内野グラウンドの排水や外野の芝生の状態が悪く、また近年他の自治体の球場で設置されている防護クッション

等の安全対策の課題も抱えている状況にあります。今回それらの課題を解消するため、抜本的な整備に向け調査を実施しようとするものであります。

32ページ上段の6項 2目 町営住宅建設費の補正額の財源内訳欄で688万9,000円を増減させておりますが、中央さくら団地建設工事に公共施設等整備基金を充当しておりましたが、繰り入れをやめたので、財源振りかえをしております。

9款 1項 2目の網走地区消防組合大空消防署負担金に433万8,000円を追加しております。本年、年度途中で消防職員が1名退職し、さらに病気休暇などで1名が休職している状況であります。このため、消防業務に支障を来さないため、社会人枠として2名を採用することとなり、人件費、被服費等の必要な経費を追加しております。

10款 6項 1目 社会教育総務費で教育文化会館整備事業補助金に1,160万円を追加しております。教育文化会館は昭和55年に建設され老朽化が進んでおり、外壁や照明、音響、放送設備など改修に必要な箇所が多くなってきております。このため、青少年育成事業協会が実施する教育文化会館の一体的な改修に必要な実施設計費について補助するため追加しております。7項 1目 保健体育総務費のスポーツ活動振興事業、消耗品費に5万8,000円を追加しております。スポーツ振興のためにと団体から寄附がありましたので、子供たちのバレーボールやバスケットボールの練習などでチーム分けができるメッシュベストを購入しようとするものであります。2目 体育施設費の体育施設一般管理費で修繕料に127万7,000円を追加しております。女満別運動公園の照明施設が故障したため修繕するものであります。グラウンド緑地化工事100万円は、芝生管理のため散水栓について現在1カ所しかなく、ことし7月のような雨不足では芝管理に影響が出るので、新たに2カ所増設しようとするものであります。定例会参考資料の10ページに位置図を掲載しておりますので、参考にしてください。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。24ページ、25ページをお開き願います。1款 1項 1目 町民税の個人の所得割で2,230万9,000円を追加しております。昨年の農業所得が当初見込みよりふえたため追加しております。2項 1目 固定資産税の償却資産で1,524万4,000円を追加しております。航空機の大型化が主な要因で、総務大臣配分がふえたためであります。

10款 1項 1目 地方交付税に4億3,732万5,000円を追加しております。普通交付税が確定したことによるものであります。普通交付税は、当初予算編成時では地方公務員の人件費で約4,000億円減額されており、大空町の影響額は5,000万円の減額と推計し、さらに前年度6億円が算入されている別枠加算と言われる地域経済雇用対策費は、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会での国の財政状況は著しい悪化の状況でありながら、地方交付税は平成20年度以降増加の一途をたどり、特に普通交付税の別枠加算のかさ上げは問題と指摘されております。したがって、この経費については流動的と判断

し、当初予算編成時では抑制して見込み、約2億2,000万円としておりました。ことし7月の交付税算定では、人件費につきましては結果的に影響額は5,000万円減の見込みのところ約3,800万円の減、別枠加算は前年度並みの6億円が算入されたので、3億8,000万円の増となりました。また、平成25年度の普通交付税は、前年度と比較し全体で2,700万円、0.7%伸びたこともあって、合わせて4億3,732万5,000円の追加となりました。

15款 2項 5目 農林水産業費道補助金の農業費補助金で野菜粉碎機整備事業補助金に800万円を追加しております。歳出で説明しましたように、オホーツク網走農業協同組合が実施する事業でナガイモの選別等により排出される野菜残渣物を粉碎し、堆肥化の効率を上げるため野菜粉碎機を導入しますが、地域づくり総合交付金の対象となり、北海道を経由して交付されることになったものであります。

17款 1項 1目の一般寄附金277万円は、1団体、そして個人5名の方から寄附があり、追加しております。

18款 1項 1目及び2目の基金繰入金ですが、今回の地方交付税の増額や繰越金などの計上に伴う財源調整の結果、当初予算編成時に予定した基金の取り崩しをしなくてもよくなりましたので、財政調整基金繰入金は1億5,405万3,000円の減、減債基金は1億1,356万8,000円の減、公共施設等整備基金繰入金は6,964万4,000円の減とするものであります。

19款 1項 1目の前年度繰越金については、前年度繰越金1億557万9,000円の全額を予算計上いたしました。

20款 4項 9目 雑入の自動車事故共済金5万3,000円は、7月1日に発生しました交通事故に係る共済金であります。前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金338万6,000円、前年度障害者自立支援給付費精算金603万3,000円、前年度障害者医療費負担金精算金4万3,000円、前年度障害児施設給付費等負担金精算金4万8,000円、前年度障害者補装具費負担金精算金5万3,000円は、それぞれ前年度事業の確定による還付金や精算金が収入となるものであります。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりなので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 説明を受けたのですが、わからない点を2点ほど質疑させていただきたいと思います。

29ページの公共施設等調査業務委託料380万円ですか、計上されておりますけれども、このことについての説明の中で民間企業たる東京電波株式会社及び

テムリック株式会社が含まれているという説明がありました。このことにつきまして、公有財産等に入るのかどうなのかちょっとわかりかねますので、詳しく説明していただきたいと思います。

2点目ですが、次のページ、31ページです。インフルエンザ予防接種助成金、それから任意予防接種助成金、この中でいろいろと説明がありました。私の聞きたいことは、この種の予防接種は同僚議員からも提案のあったような子宮頸がんワクチンを実施すると。これが定期接種になるということで言われておりますが、新聞紙上でいろいろ問題になっているのは、このことにかかわる副作用及び事故等が問題になっているというふうに理解をしていますが、当町においてはこういう問題点は起きていないのかどうか。そういうことなども考えて、定期接種に移行したことについての判断は厚生労働省の関係もあると思うのですが、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 公共施設等調査業務委託料なのですけれども、民間施設が2施設入っておりますので、公共施設等に入るのかということなのですけれども、通常の公共施設であれば財産管理費でこういうものは計上してやるべきだと思いますけれども、この分は企画の部分で計上してございます。要は、町の施策として今後これらの民間の施設も含めた遊休施設につきましては課題となっておりますので、企画サイドのところで予算を計上して、今回調査をして今後の方針等を定めていこうというものでありますので、御理解願いたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 ただいま質問のございました任意予防接種助成事業に関連しましての質問かと思っておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、平成23年2月から本町において任意予防接種ということで実施をさせていただいております。こちらにつきましては、ことしの4月から予防接種法が改正となりまして、任意予防接種から定期予防接種にかわったということで、任意予防接種の助成制度をことしの4月に廃止をさせていただいたところでございます。それによりまして、直接国のほうから定期予防接種ということで受診者の方が病院のほうで受診をして、それにかかります費用につきましては、町が請求をいただいて支払いをするという形で現在進めさせていただいております。こちらにつきましては、議員が御指摘のとおり、厚生労働省のほうでは子宮頸がんワクチン予防接種におきます副作用が一部発生をしたということで、それを審議いたします審議会におきまして5月、6月にそれぞれ検討会議が開催されまして、その副反応に対します検証が行われております。この中におきましては、2回目に行われました6月14日の検討会

議におきまして副反応が一部見られるということで、様子を見るということで積極的な接種の勧奨を行わないようにということで通知が来ております。大空町におきましても、4月の定期予防接種になった時点では各対象者に対しまして個別に受診票をお送りいたしまして、接種を勧めたところでございますけれども、6月の通知を受けまして、直ちに各対象者に対しまして自己判断で、その副作用もあることを了解の上で接種をするかしないかを判断していただきたいということで、個別に通知をさせていただいたところでございます。予防接種を打つ打たないにつきましては、その予防接種の効果と副反応との関係がございますので、やはり接種される方が判断をした中で、親御さん等が判断をしていただいた中で接種していただきたいと。ただ、やはりその予防接種の、子宮頸がんだけではなくてほかの予防接種につきましても、その接種をすることによりまして病気の拡大、または重症化が避けられるというメリットもございますので、やはりそういうものについては打っていく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大空町におきます副反応の報告につきましては、子宮頸がんワクチンにおきましては特に、この平成23年以降任意接種も含めましてその報告はございせんので、御了解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 1番目のことなのですけれども、東京電波株式会社及びテムリック株式会社、これについて調査をすることは、私が質問したことに答弁があったような経過もありますので、基本的には了としたいと思っておりますが、できることであれば、書式上の問題ですが、公共施設などという形でくるめないで、これはこれでまた別にそういう目的を持って調査をするわけですから、明快に予算書の中にわかるように反映していただきたいと思ひますが、いかがですか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 今回、民間施設も2施設入っておりますので、公共施設等という表現をさせていただきました。2段に分けてする表記も特に問題はないと思ひます。以後は、そういうわかりやすく配慮した形でやりたいと思ひます。今回につきましては、等ということで御理解願ひたいと思ひます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的に了といたしました。が、今後の課題として検討していただけるということなので、結構でございます。が、これでは一括まとめておりますので、東京電波株式会社、テムリック株式会社関係がどのぐらいかかるかということがわ

からない形になっています。今後は、こういうことは明瞭に、説明にありませんでしたので、詳しい内訳、積算については参考資料にも私の見るところなかったように思います。今後は、ひとつわかりやすく予算書を提案していただきたい、このように思います。答弁は結構です。

2番目のことなのですが、問題は起きていないと、こういうことなのですが、やはりインターネットでちょっと調べてみましたら、子宮頸がんその他も、ほかのこの関係もありますけれども、ほかの病気もそうですが、やはりいろんなワクチンに関しては事故が発生しております。ですから、今回も新聞記事で問題になったのは定期接種になったから必ずしなければいけないということでやった結果、事故が起きた。そのことについて、やっぱり行政訴訟も検討されているように聞いておりますし、今後当町においてもそういうことについては、かなり慎重に進めていかなければいけないと思いますが、そのことについての基本的な考え方をお聞かせ願って、質疑を終えたいと思います。

以上です。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 ワクチンの接種におきましては、そのワクチンによりまして副反応が発生するということがございます。ただ、定期予防接種ということで国のほうでやはり打つべきだと。国のほうもいろいろと研究、それから副反応と効果を判断した中で定期予防接種を打つようにと、打つべきだということの指導がされておりますので、それらについてはやはりそういう形で推進をしていきたいということで考えております。そのワクチンによりましては、それを打つことによりまして蔓延防止になる部分もございますので、それらのことも含めながら、できるだけ打つ形で、国のほうがそういう定期予防接種ということでされているのであれば推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁で基本的にいいのですが、私の問題意識は新聞紙上で知り得たこととインターネット上で知り得たこととお話をしています。必ずということで町民に説明をすると、問題を感じないでそのままですと。ある種のリスクが伴うということを、それを受ける者は判断をして受けさせなければいけないと思うのです。ですから、私は行政訴訟の問題が発生するよと。新聞記事においても、必ず接種をするようにと書いてあったので、何も考えず娘さんに受けさせたと。そのことによって、不妊とかその他のいろんな問題が発生したように聞いております。ですから、お尋ねしたわけでありまして、厚生労働省が言っているから督励するのは当たり前だみたいな言い方をすると行政訴訟上耐えられないと。あくまでも任意性、選択ができるという判断を周知すべきだというふうに私は考えていますが、

もう一度お答えをいただきたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 議員がおっしゃいますように、平成２３年から開始いたしました任意予防接種の段階におきましては、厚生労働省のほうも任意という形で定期予防接種にしていなかったこともございまして、その段階におきましてはやはり副反応につきましては明確に説明をした中でこういう副反応が出ますよ。それから、薬のほうにも、子宮頸がんワクチンだけではなくて肺炎球菌、それからヒブワクチンにおきましても、やはり接種をすることによって副反応というのは薬の仕様書に書いてあります。それらについては、任意予防接種の段階ではお知らせをして、役場の受け付けのときに表にして置いておいて、その中でこういう反応もありますよと、そのことを理解の上で接種してくださいということで平成２３年からことしの３月までは任意予防接種という中でさせていただいておりました。

ただ、今回国のほうが定期予防接種にしたということがございまして、直接病院で受診をするということもございまして、それらについては行っていないということもございしますが、妊婦健診とか、それから乳幼児健診の中でそういう副反応のことも周知をしていければと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 １０番、小島一弘議員。

◇小島議員 どうもちょっとかみ合っていないところがありまして、定期接種になってからこの問題が起きているのです、実は新聞記事によると。ですから、地方自治体としては国が決めた方針だから、別に行政訴訟の対象にならないと、当事者になり得ないと、国が相手でしょうということで知らないふりができるということが考えられるのかもしれませんが、そういうことではなくて、定期接種であってもやはりそういう周知、PRが必要だという答えが私は本当は欲しかったのです。そこがちょっとずれておりますので、もしよければ町長からちょっとお答えをいただいて終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この問題につきましては、末端で国民の皆さんといいましょうか、町民の皆さんに直接接する場面になる市町村が一番困惑をしているという状況にございます。今までは任意の予防接種、しかしそれが広く認められるような形で定期接種に移行した。しかしながら、そこに隠れていた問題などもこの機会に改めてクローズアップされてきたということだというふうに受けとめております。定期接種になっても、任意予防接種その他のものであっても、いろいろな予防接種と

いうものには何がしかのリスクというものも存在するということが事実ではないか。そういった事例などの確率、数値、そういうようなことなども含めて、どういった場合であっても丁寧に町民の皆さんに、接種を考えられる皆さん方にお示しをして御判断をいただくということが大切ではないかと、このように受けとめております。

先ほど福祉課長、いろいろな機会の中の1つ、2つ例を挙げましたけれども、いろんな機会を通じてそういう方々に情報を提供する努力をこれからもしていく中で、理解のある接種というものにつなげていきたいと、そのように思いますので、今後ともお気づきの点がありましたら御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** そのほかありませんか。
1 番、品田好博議員。

◇**品田議員** 29ページの例規集データ作成事業のことです。この説明を受けておりますが、平成24年度の決算上、詳しく言いますと貸借対照表の上での未払い金に入っているという理解でよろしいか。

その1点と、31ページの野菜粉碎機整備事業補助金についてでありますけれども、これはJAオホーツク網走農業協同組合が事業主体であることは説明で受けましたけれども、この事業内容を詳しくわかるのであれば教えてもらいたいということと、堆肥生産の量はどのぐらいのものなのか、その辺ちょっと教えてもらいたい。

◇**議 長** 竹内総務課長。

◇**総務課長** 例規集データ作成等業務委託料399万円につきましては、平成24年度の決算で不用額として載っておりますので、決算書を見ていただければわかります。不用額として載っておりますので、そのように御理解願いたいと思います。

◇**議 長** 田中産業建設課長。

◇**産業建設課長** 野菜粉碎機の整備の事業内容について説明をさせていただきます。
この事業は、総務課長のほうからも御説明がありましたが、JAオホーツク網走農業協同組合が事業主体となりまして、北海道の地域づくり総合交付金を活用いたしまして実施するものでございますが、JAオホーツク網走農業協同組合で取り扱いを行っておりますナガイモの選果等から排出される農産物残渣につきましては、東藻琴地区にございます堆肥センターで受け入れられまして、堆肥化を行い、耕種農家へ供給されることによりまして循環型農業ということで行われてご

ざいます。堆肥化される前の農産物残渣を狙って多数のカラスが集まるということもございまして、農業被害も発生している状況にございます。今回野菜粉碎機を導入することによりまして、堆肥化の効率が上がり、農産物残渣が早期に処理され、有害鳥獣による農業被害についても減少されるということで整備するものでございます。事業費については、税込みで1,869万円、北海道の補助金が2分の1以内ということで今回800万円の補正をさせていただいております。堆肥の生産量につきましては、今手元に資料ございませんので、御了承いただければと思います。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 決算書の貸借対照表の上では、未払い金なのですが、要はお金が支払われていないので、残る形になって、前年度の繰越金になってしまうのです。そういう整理になっています。通常の貸借対照表の中では、そういう項目では出ていませんので、ただ単純に予算が残って、次の年に繰り越したという整理になっておりますので、そういう御理解でお願いいたします。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 私の聞いているのは、今年度の事業費になるのか、去年のものだけでも。去年の形で処理をするのかということなのです。これは、あなた方は単式簿記でやっているからそういう発想でいるけれども、複式簿記であれば未払い金及び経費です、相対が。それを忘れていたということなのだけれども、本当は民間企業では忘れてもそれは構わないのです、未払い経費で落とせば。そして、翌年度に払うということは通常です。ところが、おたくは整理期間というのがあって、それができないということで処理をしたというふうに私は記憶しているのだけれども、それであればどちらなのだと聞いています。それで、貸借対照表上に未払い金で上げていれば平成24年度の経費になるのです。上げていなければ、ことしのものになるわけです。そうすると、ことしの分も予算計上になっていますから、何ぼでしたか、載っていますよね。2回分ということなのだと聞いています。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 貸借対照表にも未払い金とあるのですが、ここには含まれてございませんので、今言ったように年度がどちらになるかといいますと、今回の場合は平成25年度のほうに該当するということになります。
以上でございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 平成25年度の事業ということで扱うということだね。わかりました。

それと、堆肥のことで、わかりましたけれども、どのぐらいの規模かということを知りたかったなということなので、その辺は東藻琴の畜産のふん尿なのでしょうけれども、100%なのだと思うのです。東藻琴の堆肥ですか、それとも網走市から持ってくるものもあるということですか。今までどおり、東藻琴でやっていた、東藻琴という中の原材料でやっているということなのか。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問ですけれども、JAオホーツク網走農業協同組合でも旧東藻琴農業協同組合時代に堆肥センターがつくられまして、当時から酪農家を中心に牛ふんを集めております。その当時も、酪農家全戸のものを集めているのではなくて、酪農家さんにしても、子牛農家との交換等も行っておりますので、全量ではなかったかと思います。JAオホーツク網走農業協同組合と合併をいたしまして、網走市から受けているかどうかというのは、ちょっと今確認をしておりますが、同じ農業協同組合ですので、網走市からも受け入れているのではないかと思います。確かな調査はしておりませんので、御了承いただきたいと思います。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 31ページの一番上の段の子ども・子育て支援事業の中でのニーズ調査票作成業務委託料というのがあるのですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。先ほど子ども・子育て会議の設置条例の中でも説明をさせていただきましたが、昨年子ども・子育て法が成立をしております。その中におきましては、平成27年を始期といたします子ども・子育て計画を策定しなさいということで法律の中で定められております。その審議をするためにそういう会議を設置して、その中でいろいろと意見を聞いて、それらのものを受けて計画を策定しなさいということで定められておまして、条例のほうを策定させていただきましたが、それに関連いたしまして、計画を策定する。法律の取り扱いの中では子供会議を設置すること、それからニーズの取りまとめとして対象者、小学生以下の子供たちの保護者に対してア

ンケート調査を下さいということで定められております。このアンケート調査の内容につきましては、8月にその内容がようやく示されてきておりまして、それの中でどれを取り上げてアンケート調査を行うのか等について、これから審議会を開催して、その中で検討していくということになろうかと思います。そのために、ことしにつきましては対象者に対しましてアンケート、ニーズ調査を行いまして、それをもとに平成26年度中に子ども・子育て計画を大空町の計画として策定をするということで現在進めておりまして、その前段の策定に要する費用ということで計上させていただいたものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 今聞きますと、この子ども・子育て支援事業というのは、主に小学生に対する事業ということで認識をしてよろしいのでしょうか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 この子ども・子育て会議の対象ということでございますが、法律におきます子供とは18歳未満ということで規定されております。ただ、その中身としたしましては、どちらかといいますと就学前の保育、幼稚園教育にかかわる部分が主になってこようかと思います。あと就学につきましては、放課後児童対策ということで学校終了後の対策という部分がその部分になってこようかということで、対象としたしましては小学生以下がおおむねこの対象になってこようかと思っております。

以上でございます。

◇議 長 6番、植田泰弘議員。

◇植田議員 確認ですけれども、この子ども・子育て支援事業の対象というのは、中学生が入らないで小学生以下、ゼロ歳児から小学6年生までの支援ということでよろしいですね。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 そのとおりでございます。ゼロ歳児から小学校までという形でございます。

◇植田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第73号

◇議 長 日程第7、議案第73号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書35ページをお開きください。「議案第73号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」

平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,334万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二

37ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款 国庫支出金に97万6,000円を追加、3款 療養給付費交付金に

21万4,000円を追加、8款 繰入金から800万1,000円を減額、9款 繰越金に1,542万円を追加いたしまして、歳入合計は860万9,000円を追加し、11億3,334万6,000円とするものでございます。

38ページ、歳出でございます。10款 諸支出金に860万9,000円を追加いたしまして、歳出合計は860万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、44ページ、45ページをお開きください。10款 1項 3目 償還金 23節 償還金利子及び割引料ですが、前年度国庫支出金返還金として860万9,000円の追加でございます。平成24年度事業費の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、42ページ、43ページをお開きください。2款 1項 1目 2節 過年度療養給付費等負担金に97万6,000円、3款 1項 1目 2節 過年度療養給付費交付金に21万4,000円の追加でございます。前年度の実績に基づく精算により追加するものでございます。

8款 1項 1目 1節 一般会計繰入金から800万1,000円の減額でございます。今回の補正予算財源調整のため基準外繰り入れの一部を減額するものでございます。

9款 1項 1目 1節 前年度繰越金に1,542万円の追加でございます。前年度の繰越金を予算化するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 暑い方は上着を脱いでよろしいです。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 7 4 号

◇議 長 日程第 8、議案第 7 4 号 平成 2 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書 4 7 ページをお開きください。「議案第 7 4 号 平成 2 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 2 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 6, 8 3 4 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 9 月 1 8 日提出 大空町長 山下英二」

4 9 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。5 款 道支出金に 6 5 0 万 8, 0 0 0 円を追加、7 款 繰入金に 3 4 万円を追加、8 款 繰越金に 3 6 7 万円を追加いたしまして、歳入合計は 1, 0 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、6 億 6, 8 3 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

5 0 ページ、歳出でございます。5 款 諸支出金に 1, 0 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳出合計は 1, 0 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、5 6 ページ、5 7 ページをお開きください。5 款 1 項 2 目 償還金 2 3 節 償還金利子及び割引料ですが、前年度一般会計繰入金返還金として 3 3 8 万 6, 0 0 0 円、前年度介護給付費負担金返還金として 1 9 2 万 2, 0 0 0 円、前年度介護給付費交付金返還金として 1 9 0 万円、前年度地域支援事業交付金返還金として 3 3 1 万円の追加でございます。いずれも平成 2 4 年度事業の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、5 4 ページ、5 5 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目 2 節 過年度分介護給付費負担金に 6 5 0 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。前年度事業の実績に基づき、精算により追加するものでございます。

7 款 2 項 1 目 1 節 介護保険基金繰入金に 3 4 万円の追加でございます。今回の補正予算財源調整のため追加するものでございます。

8 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金に 3 6 7 万円の追加でございます。前年度の繰越金の予算化をするものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第74号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第74号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 認定第1号ないし日程第16 認定第8号

◇議 長 日程第9、認定第1号 平成24年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。
本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の59ページでございます。「認定第1号 平成24年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

平成24年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願いたいと思います。決算書の実質収支に関する調書の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

まず、一般会計の実質収支に関する調書であります。1 歳入総額83億1,116万7,000円、2 歳出総額81億5,894万5,000円、3 歳入歳出差引額1億5,222万2,000円、4 翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額4,664万2,000円、5 実質収支額1億558万円。

次に、議案書の61ページをお開き願います。「認定第2号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の102ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額11億4,876万4,000円、2 歳出総額11億3,334万3,000円、3 歳入歳出差引額1,542万1,000円、5 実質収支額1,542万1,000円。

次に、議案書の63ページをお開き願います。「認定第3号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の130ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額1億230万8,000円、2 歳出総額1億208万4,000円、3 歳入歳出差引額22万4,000円、5 実質収支額22万4,000円。

次に、議案書の65ページをお開き願います。「認定第4号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の144ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額6億3,288万3,000円、2 歳出総額6億2,921万2,000円、3 歳入歳出差引額367万1,000円、5 実質収支額367万1,000円。

次に、議案書の67ページであります。「認定第5号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の168ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額863万6,000円、2 歳出総額843万7,000円、3 歳入歳出差引額19万9,000円、5 実質収支額19万9,000円。

次に、議案書の69ページをお開き願います。「認定第6号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認

定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の182ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額3億6,425万7,000円、2 歳出総額3億5,849万5,000円、3 歳入歳出差引額576万2,000円、5 実質収支額576万2,000円。

次に、議案書の71ページでございます。「認定第7号 平成24年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の198ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額3億4,151万8,000円、2 歳出総額3億3,860万4,000円、3 歳入歳出差引額291万4,000円、5 実質収支額291万4,000円。

次に、議案書の73ページであります。「認定第8号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月18日提出 大空町長 山下英二」

決算書の214ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額2,960万2,000円、2 歳出総額2,874万1,000円、3 歳入歳出差引額86万1,000円、5 実質収支額86万1,000円。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前 11 時 38 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 50 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に先ほど設置されました決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

決算審査特別委員会 委員長に近藤哲雄議員、副委員長に深川昇議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで昼食のため休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 17 議案第 75 号

◇議 長 日程第 17、議案第 75 号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 提案理由の説明の前に一言おわびを申し上げます。

今回の提案につきましては、失念により総務文教厚生常任委員会への説明がおくれ、追加議案の提案となり、議会並びに議員各位に多大な御迷惑をおかけしたことに對し、心よりおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、改めて提案理由の説明を申し上げます。

追加議案書の 1 ページをごらんください。「議案第 75 号 物品の購入につい

て

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月19日提出 大空町長 山下英二

記、1 購入する物品の種類及び数量、全自動錠剤散薬分包機1台（錠剤100カセット、散薬90分割）、2 購入の方法、指名競争入札、3 購入の金額、1,123万5,000円、4 購入の相手方、北見市卸町3丁目5番地2、株式会社ムトウ北見支店 支店長 喜多徹」

今回御審議いただきます物品購入の全自動錠剤散薬分包機は、平成25年度僻地診療所整備事業により導入するもので、ともに平成13年に導入し、現在東藻琴診療所で使用している全自動錠剤散薬分包機及び自動分割分包機を更新するものでございます。既存の2台の分包機は、導入してから13年を迎え、老朽化により更新、整備するものでございます。

9月10日において株式会社ムトウ北見支店と三好メディカル株式会社及び株式会社常光北見営業所の3社により指名競争入札を執行し、最低入札業者と9月12日に仮契約を行ったところでございます。

本日の議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 地域医療のためですので、別に反対する理由もありません。ただ、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

まず、第1点として、これはいつからふぐあいが生じたということになっているのでしょうか。さらに、ふぐあいの中身ですね。老朽化という説明だけではよくわかりません。金額が金額でございます。1,123万5,000円、要するに1,100万円だよね。それだけの大きな金額でございますので、もう少し丁寧にお教えいただければありがたいと思います。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 故障の状況でございますけれども、全自動の錠剤分包機につきましては平成22年に故障が発生し、薬剤を出せない状況等がございまして、メーカーに即日修繕をさせて、同日の夕方患者さんに薬を届けたということがございました。それから、平成23年の3月にはヒーターローラーの破損により町において修繕を行ってございます。もともとこれは耐用年数が両機械とも6年であることから、通常の耐用年数の2倍以上の年数を使っております、今回更新をしようとしているものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ということは、今課長から答弁があったように、普通の耐久年度の2倍以上経過しているということであれば、当然更新の計画を立てておくべき事項だと思うのです。その体制がどうなっていたのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 先ほども御説明しましたように、この更新の事業につきましては、僻地診療所の整備事業により整備を行っているものでございまして、計画といたしましては昨年の今の時期から計画を上げておりまして、今回手続が遅くなりましてけれども、今回の購入に至っている状況でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的には了としたいと思います。

ただ、昨年そういうことで対応していたけれども、どうにもならなくなって追加議案で出たと、こういうことでございますので、今後につきましてはその辺も含めて、ちゃんと初めに当初予算化するぐらいの考え方を持っていくべきではないのかなど、そういう感想を持ちましたので、それについて何か御意見があれば伺って終えたいと思います。

◇議 長 阿部住民福祉課長。

◇住民福祉課長 この案件につきましては、当初予算で予算を見ている案件でございます。御理解をいただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第75号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第76号

◇議 長 日程第18、議案第76号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 追加議案書3ページをお開き願います。「議案第76号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第4号)

平成25年度大空町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億4,409万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月19日提出 大空町長 山下英二

5ページであります。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。20款 諸収入に1,800万円を追加。歳入合計は、1,800万円を追加し、75億4,409万6,000円とするものであります。

6ページ、歳出。14款 災害復旧費に1,800万円を追加。歳出合計は、1,800万円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次、7ページ以降の歳入歳出補正予算の事項別明細の説明を申し上げます。

3 歳出から説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願います。

14款 1項 1目 道路橋りょう災害復旧費及び2目 河川災害復旧費にそれぞれ追加をしておりますが、9月16日の台風18号の影響によるものであります。25年発生災害道路橋りょう復旧費として工事費に1,300万円を追加しております。町道の道路決壊やのり面崩落等9路線が被害を受け、早急に復旧するため追加しております。次の河川復旧工事費に500万円を追加しておりますが、東藻琴地区の河川2カ所につきまして河岸洗掘被害を受け、畑の耕作道路に影響を及ぼすことから早急に復旧するために追加しております。なお、被害箇所につきましては、参考資料の1ページ、2ページに掲載しておりますので、参照していただきたいと思います。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。20款 4項 9目 雑入の備荒資金組合災害支消金に1,800万円を追加しております。今回の財源対策としまして、備荒資金で対応することとい

たしました。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第76号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第76号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第77号

◇議 長 日程第19、議案第77号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 追加議案書15ページをお開きください。「議案第77号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,748万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月19日提出 大空町長 山下英二

17ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款 療養給付費交付金に414万円を追加いたしまして、歳入合計は414万円を追加し、11億3,748万6,000円とするものでございます。

18ページ、歳出でございます。2款 保険給付費に414万円を追加いたし

まして、歳出合計は414万円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、24ページ、25ページをお開きください。今回の補正につきましては、退職被保険者高額療養費に不足が生じたため補正予算をお願いするものでございます。退職被保険者は、被保険者数が9月10日現在102名と対象者が少なく、また厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上あって、老齢厚生年金や共済年金を受給している65歳未満の方が対象となっており、退職被保険者高額療養費は例年150万円から370万円程度で推移しておりました。本年度につきましては、8月支払い時点で予算残高が44万円となっておりますが、12月に補正予算を計上することで対応可能と判断しておりましたが、このたび9月支払い分の請求が議案発送後送付され高額案件が発生し、9月分の支払いができない状況にありましたことから、追加議案で補正をお願いしたものでございます。8月分支払い時点でもう少し配慮すべきであったと反省しておりますが、今後早目に対応するよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。2款 2項 2目 退職被保険者高額療養費 19節 負担金補助及び交付金ですが、退職被保険者高額療養費として414万円の追加でございます。9月支払い分の請求が予算残高44万円に対しまして248万2,074円の請求があり、不足が生じたことから、9月分支払い不足分に今後の支出見込みを加え追加しようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。22ページ、23ページをお開きください。3款 1項 1目 1節 現年度療養給付費交付金に414万円の追加でございます。退職被保険者に係る医療給付については、費用額から退職被保険者保険税を控除した額が交付されることとなっていることから、歳出と同額を収入で見込もうとするものでございます。

以上で補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第9号

◇議 長 日程第20、発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、深川昇議員。

◇深川議員 「発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年9月19日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」以上であります。

趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取り組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されましたが、用途は、CO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務です。

以上のことから、国においては次の事項について実現が図られるよう、強く要望します。

記、1 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先に当たりましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣宛てであります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第10号

◇議 長 日程第21、発議第10号 「教育費無償化」の前進を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 「発議第10号 「教育費無償化」の前進を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年9月19日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」の各議員であります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「「教育費無償化」の前進を求める要望意見書

国は、2010年度から「公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度（高校無償化）」を始めました。これは、教育の機会均等を保障するものとして国民から大いに歓迎されました。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校で68万5千円、授業料不徴収となったにもかかわらず公立高校で23万7千円と、依然として家計の中で大きなものとなっています。長引く不況のもとで所得が下がり、これ以上の教育費負担は困難という家庭も増えています。そうした実情を受け、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれています。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界があります。教育を受ける権利が自治体の財政力に左右されてはなりません。国は責任をもって教育費の父母負担軽減をすすめる必要があります。「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

「高校無償化」について、文部科学省は、2014年度以降の「所得制限のあり方」を検討することを明らかにしています。それは、予算を増やすのではなく、その枠の中で低所得者対策として「高校無償化」を行うことを意味し、制度本来の趣旨とは異なるものです。この法律の附帯決議では、「教育の機会均等をはかる観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とあります。

昨年、国は、国際人権規約社会権規約13条の留保を撤回し、高校・大学の無償教育の漸進的導入を国際的に宣言しました。これは、国が、授業料無償化や給付制奨学金はもちろん、誰もがお金の心配なく大学まで学べるようにする施策を行うということで、世界的に見れば当たり前のことです。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、大空町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望します。

記、1 国は、「高校無償化」の維持・拡充をすすめること。2 国は、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛」であります。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号 「教育費無償化」の前進を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 「教育費無償化」の前進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第11号

◇議 長 日程第22、発議第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 「発議第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年9月19日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」の各議員であります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「地方財政の拡充に関する要望意見書

政府・総務省は、「地方公務員の国に準じた給与削減の要請」を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査・公表するなど、地方自治を侵害する給与引き下げの「強制」を行いました。

公務員賃金の引き下げは、地域経済をますます疲弊させることにもなります。

地方6団体も、国の一方的な地方交付税削減に対して「地方自治の根幹に関わる問題」として反対の声明を発表しています。

しかし政府は、地方からの強い反対にもかかわらず、今後、国の要請どおりの給与削減を行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別地方交付税などを使ったペナルティ措置を行うことを否定していません。また、2014年4月以降も「賃金削減措置」を検討し、地方交付税の算定に「行革」の進捗状況を反映させるなどの制度改悪も行おうとしています。

よって、大空町議会は、国に対し、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るよう、次の事項について強く要望します。

記、1 地方交付税の削減や、行革を反映させる算定方式の導入など地方交付税の制度改悪を行わず、地方財政を拡充すること。2 地方公務員給与7.8%削減相当分を地方交付税に復活させること。3 起債同意権や特別交付税などを使った地方自治への介入を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官宛」であります。

以上、説明とさせていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 地方財政の拡充に関する意見書採択を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第12号

◇議 長 日程第23、発議第12号 住民自治の推進に逆行するような道州制導入に反対する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 「発議第12号 住民自治の推進に逆行するような道州制導入に反対する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年9月19日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」の各議員であります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「住民自治の推進に逆行するような道州制導入に反対する要望意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行いました。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が撤退してしまうことは明らかであります。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信しています。

よって、我々大空町議会は、道州制の導入に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第一順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣宛」であります。

以上、説明とさせていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第12号 住民自治の推進に逆行するような道州制導入に反対する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 住民自治の推進に逆行するような道州制導入に反対する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 報告第11号

◇議 長 日程第24、報告第11号 専決処分 の報告についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおりの専決処分 の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 報告第11号でございます。

専決処分いたしました事件の報告につきまして御説明を申し上げます。

大空町議会議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告をさせていただきます。

「専決処分第4号 専決処分書

町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年8月14日 大空町長 山下英二」

1 和解の内容、別紙、後ほど御説明を申し上げます。2 損害賠償の額、5万2,504円でございます。3 和解の相手方、網走郡大空町東藻琴463番地、二階堂喜一氏でございます。

次に、22ページをごらんください。和解内容でございます。事故発生日時は、平成25年7月1日午後3時30分。事故車両は、地域振興課所管の北見500す399号車でございます。事故発生場所は、網走郡大空町東藻琴383番地先路上で、事故車両の運転者は下元愛、大空町との関係は事務職員でございます。事故の相手方は、網走郡大空町東藻琴463番地、二階堂喜一氏でございます。事故の概要でございます。東藻琴診療所よりふれあいセンターフロックスへ向かう途中、町道東藻琴31号線から町道西倉上東54号線へ右折しようとしたところ、左方向から走行してきた相手側車両の右側面部と当方車両の左前方部が接触し、相手側車両の右側面部に破損を与えたものでございます。

2の和解の条件でございます。事故の第1当事者、甲、大空町長山下英二。事故の第1当事者、乙、網走郡大空町東藻琴463番地、二階堂喜一氏でございます。過失割合、甲90%、乙10%。損害賠償の額につきましては、5万2,5

04円でございます。支払い期限、甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金5万2,504円を平成25年8月21日までに支払うものとして、同日付で支払いを済ませております。異議の申し立てでございます。示談書の締結後は、甲、乙間において今後本件に関しては異議申し立てをしないことを約束するものでございます。

なお、自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付の対象となっております。

また、職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところでございますが、今後慎重な運転を心がけるよう指導したところでございます。

以上のとおり専決処分をした事件の内容につきまして御報告とさせていただきます。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第25 報告第12号

◇議 長 日程第25、報告第12号 平成24年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から平成24年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書23ページの報告第12号でございます。

平成24年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、議会に報告を申し上げます。

説明いたします資料につきましては、お手元の大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をごらんいただきたいと思います。

初めに、大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第27条第1項におきまして効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすという観点から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定しております。教育委員会におきましては、平成24年度教育委員会の所管の事務につきまして、みずから点検、評価を行ってきたところであります。9月11日に開催された教育委員会会議におきまして決定いたしました大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を教育委員長から町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものであります。報告書につきましては、昨年度と同様に北海道教育委員会の報告書を参考にした形式で作成しております。平成24年度における町教育委員会の所管事

務、執行状況の概要をまとめた活動状況と学校教育活動、社会教育活動に係る反省・評価をまとめて構成しております。

第1部の教育委員会の活動状況につきましては、1ページから教育委員名簿、教育委員会会議の開催状況と付議されました案件等、7ページからは教育委員会関連の条例、規則等の制定状況で条例14本、規則8本、要綱等4本を制定しております。8ページからは、教育委員会委員の活動状況、9ページからは教育関係機関等の活動状況、10ページからは学校に対する指導、助言、指示等の状況、13ページには町民に対する情報提供、14ページから17ページには教育関係予算の平成24年度最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

18ページからの第2部におきましては、学校教育活動に係る反省・評価でございます。大空町教育推進計画が平成21年度からスタートし、その実現を目指すための計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、基本方向、観点の数字を記載し、そのかわりを示しております。4つの基本目標について記載しており、括弧で示しております数字につきましては、5段階評価尺度に基づき町立の幼稚園2園、小学校3校、中学校3校、高校1校が実施いたしましたそれぞれの評価の平均値を記載しております。

22ページからの第3部におきましては、社会教育活動に係る反省・評価でございます。まず、1つ目といたしまして、平成24年度大空町教育推進方針に係る反省・評価でございますが、評価につきましては5段階評価尺度に基づき各担当から出されました評価点の平均値を記載しております。大空町教育推進方針は、3つの基本目標から成っており、同様に具体的方策及び総括的な反省・評価を記載しております。24ページには、大項目の2つ目といたしまして、平成24年度社会教育推進計画の反省・評価でございます。社会教育を5つの事業に分類し、評価を行っております。毎年度作成しております大空町の教育経営計画、大空町の教育の社会教育推進におきまして各事業の計画を記載しておりますが、その部分と同様となっております。

以上御説明申し上げ、平成24年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これで平成24年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第26 報告第13号

◇議 長 日程第26、報告第13号 平成24年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、平成24年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書つきで提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇**総務課長** 議会提出議案書の２７ページをお開き願います。報告第１３号 平成２４年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、平成１９年６月２２日に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４指標を健全化の判断比率とし、また公営企業の資金の状態をあらわす指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することとされております。これらの指標について監査委員の審査をいただき、９月５日付で審査意見書の提出をいただいたところであります。

２９ページにつきましては、町長から議長への通知文でございます。９月６日付で通知をさせていただいたところであります。

それでは、３１ページの健全化判断比率を説明しますけれども、上段が実質赤字比率等各比率の名称、その下が大空町の平成２４年度決算に基づく比率、その下に括弧書きされている数値は早期健全化基準の数値でございます。

初めに、実質赤字比率でございます。一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。赤字がある場合に数字が入りますが、大空町は黒字決算のため数字は入ってございません。早期健全化判断基準は１４．６１％でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。計数は、実質赤字比率と同様に赤字がある場合に数字が入りますが、大空町は各会計とも黒字決算のため数字は入ってございません。早期健全化判断基準は１９．６１％でございます。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずるものの標準財政規模に対する比率であります。平成２２年、２３年、２４年度の３カ年平均で１４．８％と前年に比べ１．４ポイント下がっております。これは、元利償還金の減に伴うものですが、平成２４年度の単年度は１３．８４％と前年より１．５４ポイント下がり、さらに平成２１年度単年度１８．１％と高い率の年度が外れ、平成２２年度からの３カ年平均となったためであります。また、早期健全化の判断基準は２５％となっております。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。大空町は２２．５％と昨年に比べ２２．２ポイント改善しております。これは、平成２４年度は将来負担となる地方債の残高が約３億円減少、公共施設等整備基金などに約４億円積み増しし、さらに分母となる普通交付税が約３億円伸びたため将来負担比率が減少したものであります。早期健全化判断基準は３５０％となっております。

次に、３２ページ、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の規模に対する比率でありまして、資金の不足額を事業規模で割り返して算出するものでございます。資金不足という表現になっております

が、一般会計で例えると赤字の意味になります。大空町において対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数字は入っておりません。なお、経営健全化基準は20%とされております。

以上で平成24年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による平成24年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号 平成24年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、御報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は、8月23日、松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成24年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較するとこれを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成24年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較するといずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成24年度大空町の経営判断比率及び資金不足比率について審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成24年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第27 報告第14号

◇議 長 日程第27、報告第14号 例月出納検査結果報告についてを議題とし

ます。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇**代表監査委員** ただいま上程になりました報告第14号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告申し上げます。

検査の対象となった月は、平成25年5月分から平成25年7月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施しました時期は、5月分につきましては6月21日、6月分につきましては7月31日、7月分につきましては8月22日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇**議 長** これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇**議 長** これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇**町 長** 第3回の大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

9月8日の早朝、東京都で、日本でオリンピック、パラリンピックが開催をされるというニュースが飛び込んでまいりました。7年後のこととなります。スポーツに携わる方の明るい目標設定ができたというふうにも思いますし、また私のような者にとっては、ぜひ東京都まで足を伸ばして観戦をしてみたいものだと、そんなふうに思ったところでございます。あわせて、昨日東藻琴中学校の相撲部の皆さんが秋の新人戦というのでしょうか、その中で全道優勝をするというような、そういうニュースが飛び込んでまいりました。残念ながら、相撲はオリンピックの種目にはなっておりませんが、ぜひ7年後のオリンピック、我が町から出場選手が出るというようなことになれば楽しい話題がまたふえるなど、そんなふうに考えていたところでございます。

今定例会では、一般質問、そのほか提案をいたしました議案にそれぞれ御審議

をいただいたところでございます。私、旧女満別町の町長となりまして、また新しい町大空町の町長となって10年が経過したところでございますが、社会資本の整備などについてもいろいろと提案をさせていただいてまいりました。しかし、振り返ってよくよく自分自身で見えますと、改修であったり改築であったり増築であったり機能の拡充であったり用途の変更であったり、全く新しいものというものはほとんどないのかなと。前任の先輩たちが築いてこられたもの、その長寿命化を図ったり、また有効活用というような観点からいろいろなことをやってきたということかというふうにも思っておりました。しかし、今私どものかわっているこの時代というのは、そういうことが求められるというものではないかなと改めて感じているところであります。今議会におきましても、大規模改修でありますとか遊休施設の活用などを想定した設計の予算などについてお認めをいただいたところでございます。本来であれば、本年度の事業実施着手というところは無理でありますけれども、一方で国における補正予算の編成などもうわさをされている状況にもあります。そんな中で、町としての活用のあり方などの方向性を進めてまいりたいということから、予算の提案をさせていただいたところもでございます。そんな中で、今後議員の皆様にはますます多方面から御協議を申し上げる案件などもふえてこようかと思っておりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

◇議 長 平成25年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時04分